

令和5年第2回瑞穂市議会定例会提出議案

開会 令和5年6月1日

行政報告

瑞穂市土地開発公社の経営状況について

一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について

報告第 6号 令和4年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 7号 令和4年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 8号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 9号 債権放棄の報告について

報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償その1）

報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償その2）

報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償その3）

報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償その4）

報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償その5）

承認

承認第 1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

承認第 2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

承認第 3号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議案

議案第33号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について

議案第34号 瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第 35 号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 令和 5 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 38 号 令和 5 年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の廃止について

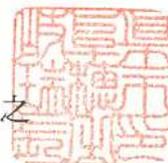
瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

瑞財第51号
令和5年5月18日

瑞穂市議会議長 若井 千尋 様

瑞穂市長 森 和 之



瑞穂市土地開発公社の経営状況に係る書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、瑞穂市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出します。

記

- 1 令和4年度瑞穂市土地開発公社事業報告書及び決算書
- 2 令和5年度瑞穂市土地開発公社事業計画書、予算書及び資金計画書

令和4年度 瑞穂市土地開発公社
(事業報告書、決算書及び附属書類、審査意見書)

瑞穂市土地開発公社

目 次

令和4年度瑞穂市土地開発公社事業報告書	・・・ 1
令和4年度瑞穂市土地開発公社決算書・附属書	・・・ 5
令和4年度収支決算審査意見書	・・・19

令和4年度瑞穂市土地開発公社事業報告書

瑞穂市土地開発公社

(3) 受託等事業の状況

事業名	受託者	箇所	計画	実績		備考
			事業費	事業費	取扱高	
該当なし			円	円	円	

(4) 公有地の処分状況

区分	事業名	処分先	箇所	計画		実績		取得年度
				面積	事業費	面積	事業費	
公有用地	該当なし			m ²	円	m ²	円	
公有用地	該当なし							
公有用地	該当なし							
代行用地	該当なし							
	計							

(5) 受託事業等の処分状況

事業名	処分先	箇所	計画		実績		処分先
			面積	事業費	面積	事業費	
該当なし			m ²	円	m ²	円	

3 監査の実施状況

実施年月日	監査事項	監査者	指摘事項等	備考
令和4年4月22日	令和3年度決算監査	伊藤 脩嗣	なし	
		宮田 典雄		

4 一般庶務事項

(1) 理事会の開催状況

回数	開催年月日	審議事項	備考
1	令和4年5月13日	令和3年度事業報告並びに決算	
2	令和5年3月20日	令和5年度事業計画並びに予算、資金計画	

(2) 行政庁許認可に関する事項

許認可事項	行政庁名	申請年月日	認可年月日	備考
令和5年度瑞穂市土地開発公社事業計画・収支予算及び資金計画の承認	瑞穂市	令和5年3月27日瑞土公第7号	令和5年3月31日瑞財第191号	

(3) 登記に関する事項

登記事項	行政庁名	申請年月日	登記年月日	備考
公用地取得登記該当なし				

令和 4 年度瑞穂市土地開発公社決算書

瑞穂市土地開発公社

決 算 書 類

- 1、令和4年度 瑞穂市土地開発公社決算報告書
- 2、令和4年度 瑞穂市土地開発公社損益計算書
- 3、令和4年度 瑞穂市土地開発公社貸借対照表
- 4、令和4年度 瑞穂市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
- 5、令和4年度 瑞穂市土地開発公社財産目録

1、令和4年度 瑞穂市土地開発公社決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額		定款第24条の規 定による支出額に 係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	70,000		0	70,000	70,000	0	
第1項 公有地取得事業収益	0		0	0	0	0	
第2項 補助金等収益	70,000		0	70,000	70,000	0	
第2款 事業外収益	1,000		0	1,000	21	△ 979	
第1項 受取利息	1,000		0	1,000	21	△ 979	
収 入 計	71,000		0	71,000	70,021	△ 979	

支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額				合 計	決算額	不用額	備考
	当初予算額			定款第24条 の規定による 支出額				
第1款 事業原価	0			0	0	0	0	
第1項 公有地取得事業原価	0			0	0	0	0	
第2款 販売費及び一般管理費	70,000			0	70,000	70,000	0	
第1項 販売費及び一般管理費	70,000			0	70,000	70,000	0	
第3款 事業外費用	0			0	0	0	0	
第1項 支払利息	0			0	0	0	0	
第4款 予備費	0			0	0	0	0	
第1項 予備費	0			0	0	0	0	
支 出 計	70,000			0	70,000	70,000	0	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額			定款第24条の規 定による支出額に 係る財源充当額			
第1款 資本的収入	0			0	0	0	
第1項 長期借入金	0			0	0	0	
収 入 計	0			0	0	0	

支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額				合 計	決算額	不用額	備考
	当初予算額			定款第24条 の規定による 支出額				
第1款 資本的支出	0			0	0	0	0	
第1項 公有地取得事業費	0			0	0	0	0	
第2項 長期借入金償還金	0			0	0	0	0	
支 出 計	0			0	0	0	0	

2、令和4年度 瑞穂市土地開発公社損益計算書

令和4年度瑞穂市土地開発公社 損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 補助金等収益	<u>70,000</u>	70,000
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		70,000
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>
事業利益		0
4 事業外収益		
(1) 受取利息	<u>21</u>	21
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
経常利益		21
当期純利益		<u><u>21</u></u>

3、令和4年度 瑞穂市土地開発公社貸借対照表

令和4年度瑞穂市土地開発公社 貸借対照表
(令和5年3月31日)

		<u>資 産 の 部</u>	
		円	円
1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	1,093,949	
	(2) 未収金	0	
	(3) 公有用地	<u>0</u>	
	流動資産合計		1,093,949
2	固定資産		
	(1) 投資その他の資産	<u>0</u>	
	固定資産合計		<u>0</u>
	資産合計		<u><u>1,093,949</u></u>
		<u>負 債 の 部</u>	
3	流動負債		
	(1) 未払金	<u>0</u>	
	流動負債合計		0
4	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>0</u>	
	固定負債合計		<u>0</u>
	負債合計		<u><u>0</u></u>
		<u>資 本 の 部</u>	
5	資本金		
	(1) 基本財産	<u>1,000,000</u>	
	資本金合計		1,000,000
6	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	93,928	
	(2) 当期純利益	<u>21</u>	
	準備金合計		<u>93,949</u>
	資本合計		<u><u>1,093,949</u></u>
	負債・資本合計		<u><u>1,093,949</u></u>

4、令和4年度 瑞穂市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入		0
土地造成事業収入		0
その他事業収入		0
補助金等収入		70,000
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出		0
土地造成事業支出		0
取得に係る支出	0	
管理に係る支出	0	
その他事業支出		0
人件費支出		△ 70,000
その他の業務支出		0
小計		0
利息の受取額		21
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー		21
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		0
有形固定資産の売却による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		0
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		0
短期借入金の返済による支出		0
長期借入れによる収入		0
長期借入金の返済による支出		0
財務活動によるキャッシュ・フロー		0
4. 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）		21
5. 現金及び現金同等物期首残高		1,093,928
6. 現金及び現金同等物期末残高		1,093,949

5、令和4年度瑞穂市土地開発公社財産目録

摘 要	金 額
<p style="text-align: right;">資 産 (内 訳)</p> <p>1 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 現金及び預金 定期預金(基本財産:瑞穂市出資金)</p> <p style="padding-left: 40px;">(短期定期預金)</p> <p style="padding-left: 40px;">普通預金</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 公有用地</p> <p>2 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 投資その他の資産</p>	<p>円</p> <p>1,000,000</p> <p>90,000</p> <p>3,949</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>
<p>資 産 合 計</p>	<p>1,093,949</p>
<p style="text-align: right;">負 債 (内 訳)</p> <p>1 流動負債</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 未払金</p> <p>2 固定負債</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 長期借入金</p>	<p>0</p> <p>0</p>
<p>負 債 合 計</p>	<p>0</p>

決算附属書類

- 1 事業収益明細表
- 2 事業原価明細表
- 3 公有用地明細表
- 4 長期借入金明細表
- 5 基本金明細表

1 事業収益明細表

科 目		金 額 (円)	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	
	代行用地売却収益	0	
開発事業用地取得事業収益	市街地開発用地売却収益	0	
	観光施設用地売却収益	0	
土地造成事業収益	完成土地売却収益	0	
付帯等事業収益	保有土地賃貸等収益	0	
	付帯事業収益	0	
関連施設整備事業収益	関連施設整備事業収益	0	
あっせん等事業収益	あっせん等事業収益	0	
補助金等収益	補助金等収益	70,000	
合 計		70,000	

2 事業原価明細表

科 目		金 額 (円)	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	
	代行用地売却原価	0	
開発事業用地取得事業原価	市街地開発用地売却原価	0	
	観光施設用地売却原価	0	
土地造成事業原価	完成土地売却原価	0	
付帯等事業原価	保有土地賃貸等原価	0	
	付帯事業原価	0	
関連施設整備事業原価	関連施設整備事業原価	0	
あっせん等事業原価	あっせん等事業原価	0	
合 計		0	

3 公有用地明細表

資産区分	期首残高							
	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計
該当なし								
合 計								

資産区分	当期増加高							
	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計
該当なし								
合 計								

資産区分	当期減少高							
	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計
該当なし								
合 計								

資産区分	期末残高							
	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計
該当なし								
合 計								

4 長期借入金明細表

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
該当なし	%	円	円	円	円	

5 基本金明細表

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	瑞穂市	円 1,000,000	
計		1,000,000	

令和5年4月18日

瑞穂市土地開発公社

理事長 梶浦 要 様

瑞穂市土地開発公社 監事

辛野 靖隆 

瑞穂市土地開発公社 監事

宮田 典雄 

令和4年度会計決算監査意見書

1. 審査の結果

令和4年度瑞穂市土地開発公社決算並びに関係各帳簿・証票類を審査した結果、計数的に正確であり、内容についても適正な処理がなされているものと認めた。

2. 審査の意見

- (1) 重要な議事録・決裁書類等を閲覧した結果、法令及び定款に基づき正しく処理されていたことを確認した。
- (2) 理事の職務遂行に関して、監事は理事会に出席し、その会議は各自の意見と併せて充分討議され、又、事務の執行・管理の状況についても、特に指摘すべき事項はないことを確認した。

令和5年度瑞穂市土地開発公社
(事業計画書、予算書及び資金計画書)

瑞穂市土地開発公社

目 次

令和5年度 瑞穂市土地開発公社事業計画書	・・・ 1
令和5年度 瑞穂市土地開発公社予算書	・・・ 3
令和5年度 瑞穂市土地開発公社資金計画書	・・・12

令和5年度瑞穂市土地開発公社 事業計画書

瑞穂市土地開発公社

令和5年度瑞穂市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

1 公有地取得事業費

事業名	所在地	面積	金額	備考
先行用地取得事業		m ² 0	千円 0	
計		m ² 0	千円 0	

令和5年3月20日提出

瑞穂市土地開発公社

理事長 梶浦 要

令和5年度瑞穂市土地開発公社 予算書

瑞穂市土地開発公社

令和5年度瑞穂市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度瑞穂市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	0 千円
第1項 公有地取得事業収益	0 千円
第2項 補助金等収益	0 千円
第2款 事業外収益	1 千円
第1項 受取利息	1 千円
収入合計	1 千円

支 出

第1款 事業原価	0 千円
第1項 公有地取得事業原価	0 千円
第2款 販売費及び一般管理費	70 千円
第1項 販売費及び一般管理費	70 千円
第3款 事業外費用	0 千円
第1項 支払利息	0 千円
第4款 予備費	0 千円
第1項 予備費	0 千円
支出合計	70 千円

(収益的収入支出差引額) △ 69 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	0 千円
第1項 長期借入金	0 千円
収入合計	0 千円
支 出	
第1款 資本的支出	0 千円
第1項 公有地取得事業費	0 千円
第2項 長期借入金償還金	0 千円
支出合計	0 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

令和5年3月20日提出

瑞穂市土地開発公社

理事長 梶浦 要

令和5年度瑞穂市土地開発公社 予算説明書

瑞穂市土地開発公社

令和5年度瑞穂市土地開発公社予算

収益の収入及び支出
収入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	備 考
1. 事業収益			0	
	1. 公有地取得事業収益		0	
		1. 公有地取得事業収益	0	
	2. 補助金等収益		0	
1. 補助金等収益		0		
2. 事業外収益			1	
	1. 受取利息		1	
		1. 受取利息	1	預金利息

支出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	備 考
1. 事業原価			0	
	1. 公有地取得事業原価		0	
		1. 公有地取得事業原価	0	
2. 販売費及び 一般管理費			70	
	1. 販売費及び一般管理費		70	
		1. 販売費及び一般管理費	70	
3. 事業外費用			0	
	1. 支払利息		0	
		1. 支払利息	0	
4. 予備費			0	
	1. 予備費		0	
		1. 予備費	0	

資本の収入及び支出
収入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	備 考
1. 資本の収入			0	
	1. 長期借入金		0	
		1. 長期借入金	0	

支出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	備 考
1. 資本の支出			0	
	1. 公有地取得事業費		0	
		1. 公有地取得事業費	0	
	2. 長期借入金償還金		0	
		1. 償還元金		0
2. 償還利子			0	

令和5年度瑞穂市土地開発公社予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		<u>資 産 の 部</u>	
		円	円
1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	1,024,949	
	(2) 未収金	0	
	(3) 公有用地	0	
	流動資産合計		1,024,949
2	固定資産		
	(1) 投資その他の資産	0	
	固定資産合計		0
	資産合計		<u>1,024,949</u>
		<u>負 債 の 部</u>	
3	流動負債		
	(1) 未払金	0	
	流動負債合計		0
4	固定負債		
	(1) 長期借入金	0	
	固定負債合計		0
	負債合計		<u>0</u>
		<u>資 本 の 部</u>	
5	資本金		
	(1) 基本財産	1,000,000	
	資本金合計		1,000,000
6	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	93,949	
	(2) 当期純損失	69,000	
	準備金合計		24,949
	資本合計		<u>1,024,949</u>
	負債・資本合計		<u>1,024,949</u>

令和4年度瑞穂市土地開発公社予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(前事業年度)

		円	円
<u>資 産 の 部</u>			
1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	1,093,949	
	(2) 未収金	0	
	(3) 公有用地	0	
	流動資産合計	<u>0</u>	1,093,949
2	固定資産		
	(1) 投資その他の資産	0	
	固定資産合計	<u>0</u>	0
	資産合計	<u>0</u>	<u>1,093,949</u>
<u>負 債 の 部</u>			
3	流動負債		
	(1) 未払金	0	
	流動負債合計	<u>0</u>	0
4	固定負債		
	(1) 長期借入金	0	
	固定負債合計	<u>0</u>	0
	負債合計	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>資 本 の 部</u>			
5	資本金		
	(1) 基本財産	1,000,000	
	資本金合計	<u>1,000,000</u>	1,000,000
6	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	93,928	
	(2) 当期純利益	21	
	準備金合計	<u>93,949</u>	93,949
	資本合計	<u>1,093,949</u>	1,093,949
	負債・資本合計	<u>1,093,949</u>	<u>1,093,949</u>

令和4年度瑞穂市土地開発公社予定損益計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 補助金等収益	<u>70,000</u>	70,000
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>0</u>	<u>0</u>
事業総利益		70,000
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>
事業利益		0
4 事業外収益		
(1) 受取利息	<u>21</u>	21
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
経常利益		21
当期純利益		<u><u>21</u></u>

債務に関する計算書

(1)長期借入金及び債権

(単位:円)

区 分	前事業年度末 の債務額	本事業年度中 の債務額	計	本事業年度の債務消滅額			本事業年度末 の債務額
				償還による 消滅額	その他の 消滅額	小 計	
長期借入金	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度瑞穂市土地開発公社 資金計画書

瑞穂市土地開発公社

令和5年度瑞穂市土地開発公社の資金計画は、次のとおりとする。

区 分	前年度決算見込額	当初予定額	増 減
	千円	千円	千円
受 入 資 金	165	96	△ 69
1 事業収益	70	0	△ 70
2 事業外収益	1	1	0
3 長期借入金	0	0	0
4 前年度繰越金	94	95	1
支 払 資 金	70	70	0
1 販売費及び一般管理費	70	70	0
2 公有地取得事業費	0	0	0
3 長期借入金償還金	0	0	0
4 予備費	0	0	0
差 引	95	26	△ 69

令和5年3月20日提出

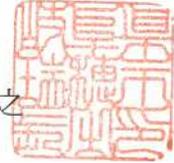
瑞穂市土地開発公社

理事長 梶浦 要

瑞財第54号
令和5年5月24日

瑞穂市議会議長 若井 千尋 様

瑞穂市長 森 和 之



一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況に係る書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況を説明する書類を提出します。

記

- 1 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業報告書及び決算書
- 2 令和5年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業計画書及び予算書

令和4年度

事業報告書及び収支決算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(一財) 瑞穂市ふれあい公共公社

目 次

1. 会社の概要	1
2. 管理運営業務の概要	1
(1) 治安維持対策事業	1
① 穂積庁舎駐車場管理業務受託事業	1
(2) 環境美化対策事業	1
① 塵芥処理施設管理業務受託事業	1
(3) 地域社会健全化事業	2
① 牛牧南部コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業	2
② 本田コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業	2
③ 牛牧北部防災コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業	3
④ 市民センター管理業務受託事業	4
⑤ 巢南公民館管理業務受託事業	4
⑥ 総合センター管理業務受託事業	5
(4) アウトソーシング事業	5
① アウトソーシング業務受託事業	5
3. 事務の概要	6
(1) 理事会に関する事項	6
(2) 評議員会に関する事項	7
(3) 監査に関する事項	7
(4) 登記に関する事項	7
(5) 法人運営業務に関する事項	7
貸借対照表	8
正味財産増減計算書	9
財産目録	11
財務諸表に対する注記	13
附属明細書	15
監査報告書	16
固定資産台帳、減価償却費明細書	17

令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社 事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 会社の概要

設立	平成24年10月1日
本社所在地	岐阜県瑞穂市別府1288番地
事務局所在地	岐阜県瑞穂市別府1288番地
事業所数(含む事務局)	8事業所
従業員数	73名(男性:50名、女性:23名 令和5年3月31日現在) うち障がい者雇用4名

2. 管理運営業務の概要

瑞穂市から公共施設等の管理運営業務を指定管理等により受託し、実施した。

(1) 治安維持対策事業

① 穂積庁舎駐車場管理業務受託事業 (1名)

穂積庁舎駐車場の違法駐車車両の管理及び指導業務を実施した。

- ・ 業務内容 駐車許可証を有しない車両の排除等
- ・ 業務実施日 月曜日～金曜日
- ・ 業務実施時間 午前7時30分から 午前8時45分まで
- ・ 警告書取付台数 (単位:台)

令和4年度			令和3年度			対前年度比較(合計)	
庁舎前	第2他	合計	庁舎前	第2他	合計	増減数	増減率
25	11	36	19	10	29	7	24.14%

(2) 環境美化対策事業

① 塵芥処理施設管理業務受託事業 (14名)

粗大ごみの搬入受付、拠点回収及び個別回収の受付・収集、剪定木の搬入・計量、各種料金の取扱、不燃物等の分別、プラスチックの破碎処理等美来の森の運営及び維持管理業務を実施した。

◎粗大ごみ搬入自動車台数

(単位:台)

施設区分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較(台数)		1回あたりの平均搬入台数		
	回数	搬入台数	回数	搬入台数	増減数	増減率	4年度	3年度	増減数
美来の森	60	25,594	59	27,644	-2,050	-7.42%	426.6	468.5	-42.0
巣南集積場	36	8,659	36	9,319	-660	-7.08%	240.5	258.9	-18.3
合計	96	34,253	95	36,963	-2,710	-7.33%	356.8	389.1	-32.3

※搬入日 美来の森 : 毎週水曜日、毎月第4日曜日(午前9時～正午)

12/25(日)は、9:00～11:30及び14:00～15:30開場(午後のみ臨時)

巣南集積場 : 毎月第2・3水曜日、毎月第4日曜日(午前9時～正午)

◎剪定木搬入・搬出(引取)の状況

(単位:件・kg)

項目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
搬入件数	3,564	3,548	16	0.45%
搬入量	210,132	221,274	-11,142	-5.04%
搬出(引取)量	112,848	124,325	-11,477	-9.23%
残量	97,284	96,949	335	0.35%
(引取割合)	53.70%	56.19%	—	-2.48%

※ 搬入日:月～金曜日、日曜日
(午後2時～午後4時)

※ 処理料金:100円/10kg
ただし、搬入量相当の破碎チップを
引き取る場合は無料

◎粗大ごみ処理袋・処理シールの取扱状況

(単位:枚・円)

項目	令和4年度		令和3年度		対前年度比較				
	取扱枚数	取扱金額	取扱枚数	取扱金額	取扱枚数		取扱金額		
					増減数	増減率	増減額	増減率	
美来の森	処理袋(200円)	2,026	405,200	2,517	503,400	-491	-19.51%	-98,200	-19.51%
	処理シール	26,472	5,164,800	29,653	6,146,600	-3,181	-10.73%	-981,800	-15.97%
	処理シール(100円)	13,504	1,350,400	13,568	1,356,800	-64	-0.47%	-6,400	-0.47%
	処理シール(200円)	6,864	1,372,800	8,221	1,644,200	-1,357	-16.51%	-271,400	-16.51%
	処理シール(400円)	6,104	2,441,600	7,864	3,145,600	-1,760	-22.38%	-704,000	-22.38%
	合計	28,498	5,570,000	32,170	6,650,000	-3,672	-11.41%	-1,080,000	-16.24%
菓南集積場	処理袋(200円)	763	152,600	1,085	217,000	-322	-29.68%	-64,400	-29.68%
	処理シール	3,869	1,063,900	4,355	1,123,300	-486	-11.16%	-59,400	-5.29%
	処理シール(100円)	899	89,900	1,033	103,300	-134	-12.97%	-13,400	-12.97%
	処理シール(200円)	1,070	214,000	1,544	308,800	-474	-30.70%	-94,800	-30.70%
	処理シール(400円)	1,900	760,000	1,778	711,200	122	6.86%	48,800	6.86%
	合計	8,501	1,216,500	9,795	1,340,300	-1,294	-13.21%	-123,800	-9.24%
総合計	36,999	6,786,500	41,965	7,990,300	-4,966	-11.83%	-1,203,800	-15.07%	

(3) 地域社会健全化事業

①牛牧南部コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業(7名)

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等牛牧南部コミュニティセンターの運営及び維持管理業務を実施した。

◎利用者数

(単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
団体利用	11,348	8,953	2,395	26.75%
(再掲・地区社協利用)	839	256	583	227.73%
個人利用	11,505	13,557	-2,052	-15.14%
合計	22,853	22,510	343	1.52%

◎開館日数

令和4年度	令和3年度
347日	347日

◎使用料等取扱状況

(単位:件・千円)

項目	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
施設使用料	396	862	261	472	135	51.72%	390	82.63%

②本田コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業(7名)

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等本田コミュニティセンターの運営及び維持管理業務を実施した。

◎利用者数

(単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
団体利用	30,870	27,136	3,734	13.76%
個人利用	12,091	9,631	2,460	25.54%
広場利用	3,638	3,524	114	3.23%
合計	46,599	40,291	6,308	15.66%

◎開館日数

令和4年度	令和3年度
347日	347日

◎使用料取扱状況

(単位:件・千円)

項目	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
施設使用料	909	1,481	853	1,262	56	6.57%	219	17.35%

③牛牧北部防災コミュニティセンター管理業務(指定管理)受託事業 (7名)

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等牛牧北部防災コミュニティセンターの運営及び維持管理業務を実施した。

◎利用者数

(単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
団体利用	13,157	8,843	4,314	48.78%
個人利用	9,036	5,616	3,420	60.90%
合計	22,193	14,459	7,734	53.49%

◎開館日数

令和4年度	令和3年度
359日	359日

◎使用料取扱状況

(単位:件・千円)

項目	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
施設使用料	440	1,031	350	727	90	25.71%	304	41.82%

◎自主事業の開催状況

(単位:人)

	事業名	開催日	会場	参加者数・動員数
季節の事業	鯉のぼりイベント	4/12~5/5	3館	433
	七夕飾りイベント	6/9~7/7	3館	509
	敬老の日イベント	8/26~9/19	3館	550
	ハロウィンイベント	10/11~10/31	3館	685
	クリスマスイベント	12/3~12/25	3館	1,333
	書き初めイベント	1/4~1/15	本コミ・南コミ	87
	節分イベント	1/11~2/3	3館	723
	ひな祭りイベント	2/11~3/3	3館	621
その他の事業	SDGsツリーイベント	4/1~5/31	3館	216
	SDGsスタンプラリー	7/1~9/30	3館	490
	健康イベント	10/1~11/30	3館	880
防災啓発事業	~いつもの暮らしが「もしも(災害時)」に役立つ~	5/1~8/31	3館	展示
	~地震から身を守る防災意識を身に付けよう~	2/1~3/31	3館	展示

④市民センター管理業務受託事業（8名）

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出等市民センターの管理業務を実施した。

◎市民センター所管の施設利用者数 (単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
穂積公民館	50,960	39,719	11,241	28.30%
その他施設	347,062	320,003	27,059	8.46%
合計	398,022	359,722	38,300	10.65%

その他施設:学校開放・グラウンド等

◎使用料等取扱状況 (単位:件・千円)

施設区分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
穂積公民館	571	1,577	387	780	184	47.55%	797	102.18%
生津スポーツ広場	540	5,025	470	4,320	70	14.89%	705	16.32%
体育施設(運動場等)	634	2,713	546	2,014	88	16.12%	699	34.71%
学校開放施設	594	3,086	481	2,029	113	23.49%	1,057	52.09%
サーキット・卓球場	5	3	9	3	-4	-44.44%	0	0.00%
その他	406	208	360	154	46	12.78%	54	35.06%
合計	2,750	12,612	2,253	9,300	497	22.06%	3,312	35.61%

◎リサイクルカード粗品交換取扱件数 (単位:件)

令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
		増減数	増減率
7,357	7,090	267	3.77%

※ 主な粗品の交換件数

ごみ袋(大)	3,794件	51.6(%)
かきりん振興券	1,603件	21.8(%)
ごみ袋(小)	1,533件	20.8(%)

◎住民票の写し及び税証明書夜間・休日発行申請取次状況 (単位:件・通)

令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
取次件数	取次通数	取次件数	取次通数	取次件数		取次通数	
				増減数	増減率	増減数	増減率
63	75	58	68	5	8.62%	7	10.29%

⑤巣南公民館管理業務受託事業（7名）

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、施設の清掃等巣南公民館の管理業務を実施した。

◎巣南公民館所管の施設利用者数 (単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
巣南公民館	32,344	19,308	13,036	67.52%
その他施設	115,516	90,656	24,860	27.42%
合計	147,860	109,964	37,896	34.46%

その他施設:学校開放・グラウンド等

◎使用料等取扱状況 (単位:件・千円)

施設区分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
巣南公民館	330	940	272	740	58	21.32%	200	27.03%
体育施設(運動場)	191	387	206	333	-15	-7.28%	54	16.22%
学校開放施設	522	1,322	417	769	105	25.18%	553	71.91%
その他	479	412	447	395	32	7.16%	17	4.30%
合計	1,522	3,061	1,342	2,237	180	13.41%	824	36.84%

◎リサイクルカード粗品交換取扱件数 (単位:件)

令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
		増減数	増減率
2,991	2,694	297	11.02%

※ 主な粗品の交換件数

ごみ袋(大)	1,545件	51.7(%)
ごみ袋(小)	667件	22.3(%)
図書カード	594件	19.9(%)

⑥総合センター管理業務受託事業 (7名)

施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出等総合センターの管理業務を実施した。

◎総合センターの利用者数

(単位:人)

利用区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
大ホール	23,335	12,327	11,008	89.30%
その他の部屋	45,716	38,899	6,817	17.52%
合計	69,051	51,226	17,825	34.80%

◎使用料等取扱状況

(単位:件・千円)

項目	令和4年度		令和3年度		対前年度比較			
	取扱件数	取扱金額	取扱件数	取扱金額	取扱件数		取扱金額	
					増減数	増減率	増減額	増減率
部屋使用料	532	3,698	463	3,070	69	14.90%	628	20.46%
備品使用料	46	222	50	249	-4	-8.00%	-27	-10.84%
チケット代金	56	179	62	262	-6	-9.68%	-83	-31.68%
その他	272	86	209	65	63	30.14%	21	32.31%
合計	906	4,185	784	3,646	122	15.56%	539	14.78%

(4)アウトソーシング事業

①アウトソーシング業務受託事業 (7名)

■行政アウトソーシング業務

印刷、紙折り、用紙裁断、丁合い、ステーブル綴、製本、封入・封緘、テープ起こし、シール貼り、圧着等の瑞穂市における行政簡易業務を実施した。

市関連団体、自治会などの会議資料の印刷業務を実施した。

・コロナ関連

臨時給付金案内、コロナワクチン接種案内発送業務等を実施した。

■保存・保管書類整理業務

瑞穂市一般会計歳入歳出伝票の整理・管理・保管等の業務を実施した。

■出退勤管理補助業務

瑞穂市正規職員、嘱託及び補助職員の出退勤時間、休暇、時間外勤務命令等の記録の管理業務を実施した。

■催告書封入・発送業務

瑞穂市における市県民税・固定資産税・軽自動車税・法人市民税に係る催告書の封入・発送等の業務を実施した。

■給水装置及び水源地に関する業務

水道開栓・閉栓、水道メーター検針及び水源地(別府、宮田、古橋、馬場、本田、牛牧、呂久)の点検等の業務を実施した。(瑞穂市上水道)

◎給水装置(水道開栓・閉栓等)業務の状況

(単位:件)

項目	令和4年度	令和3年度	対前年度比較		日平均業務数		
			増減数	増減率	4年度	3年度	増減数
水道開栓	1,867	1,905	-38	-1.99%	7.7	7.8	-0.1
水道閉栓	1,809	1,788	21	1.17%	7.4	7.3	0.1
水道メーター検針	872	776	96	12.37%	3.6	3.2	0.4
合計	4,548	4,469	79	1.77%	18.7	18.3	0.5

※業務日数 令和4年度:242日、令和3年度:242日

■水道メーター検針業務

9名の委託検針員により、各家庭及び事業所等に設置されている水道メーターの検針業務を2ヶ月ごとに年6回実施した。(瑞穂市上水道)

◎水道メーター検針業務の状況

(単位:件)

検針月	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増減数	増減率
4・5月検針分	19,305	18,886	419	2.22%
6・7月検針分	19,409	18,993	416	2.19%
8・9月検針分	19,466	19,047	419	2.20%
10・11月検針分	19,537	19,121	416	2.18%
12・1月検針分	19,612	19,194	418	2.18%
2・3月検針分	19,677	19,272	405	2.10%
合計	117,006	114,513	2,493	2.18%

3. 事務の概要

(1) 理事会に関する事項

区分	開催日	議 題	出席	欠席
第1回	R4.5.13	1 令和3年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業報告及び決算の承認について 2 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第1回定時評議委員会の招集の決議について	9名 (うち、 監事2名)	
第2回	R4.5 (書面決議)	1 理事長(代表理事)1名選定の件 2 常務理事1名選定の件	理事 (同意)	監事 (確認) (定款第31条 第2項)
第3回	R4.8 (書面決議)	1 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第1四半期収支状況報告について 2 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第2回評議委員会の招集について	理事 (同意)	監事 (確認) (定款第31条 第2項)
第4回	R4.12.2	1 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第2四半期収支状況報告について	6名 (うち、 監事1名)	3人
第5回	R5.2.28	1 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第3四半期収支状況報告について 2 令和5年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業計画及び収支予算について 3 令和4年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社第3回評議委員会の招集の決議について	6名	3人 (うち、 監事2名)

(2) 評議員会に関する事項

区分	開催日	議 題	出席	欠席
第1回	R4.5.27	1 令和3年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業報告及び決算の承認について 2 役員の選任について	10人	なし
第2回	R4.9 (書面決議)	1 役員の選任について	評議員 (同意) (定款第18条)	
第3回	R5.3.20	1 令和5年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業計画及び収支予算について	9人	1人

(3) 監査に関する事項

- 令和4年5月9日、令和3年度一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社事業報告及び決算の監査を受けた。(公社監事)

(4) 登記に関する事項

- 令和4年5月27日、岐阜地方法務局に於いて、理事7名重任、評議員3名辞任の変更登記を行った。
令和4年9月21日、岐阜地方法務局に於いて、評議員3名就任の変更登記を行った。

(5) 法人運營業務に関する事項 (8名)

法人運営に係る経理、会計、庶務及び各事業の管理等の業務を実施した。

- 随時各事業所を巡視し、各業務の履行状況を把握した。また、四半期毎に各事業所の施設長及び主任者を集め連絡会議を開催し、業務に関する重要事項等の連絡を行った。
- 年間3回、コミュニティセンター3館の施設長及び主任者を集め調整会議を開催し、イベントの安全・円滑な実施及びコミュニティセンターの適切な運営、維持管理等に努めた。
- 指定管理施設のつり銭用保管金の残高及び保管状況の確認を毎月行った。
- 各業務における業務日誌、使用料管理台帳、利用報告書等により、日常業務を掌握した。
- 公社全職員を対象に定期健康診断を行い、さらに健診後の健康サポートとして産業医による保健指導を行った。また、定期健康診断の結果において、脳疾患及び心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された職員に対し、労災保険による二次健康診断を各指定医療機関にて受診させ、脳・心臓疾患発症の予防を図った。
- 隔月毎に、産業医による事業所の巡視を行った。また、職場の健康意識の向上及び職員の健康の保持増進を図るため、職員の健康管理等に努めた。
- 職員の資質向上等のため、資格取得や各種研修・講習を実施した。
 - ・ハラスメント対策・健康サポート研修 69名(公社職員対象)
 - ・普通救命講習・普通救命ステップアップ講習 66名(公社職員対象)
 - ・車両系建設機械運転技能講習 2名(美来の森職員)
 - ・コミュニティセンター3館消防訓練 コミセン・事務局職員

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	76,451,459	74,159,179	2,292,280
事業未収入金	6,256,093	6,428,850	△ 172,757
貯蔵品	13,157	0	13,157
立替金	24,440	0	24,440
前払費用	2,313,660	0	2,313,660
流動資産合計	85,058,809	80,588,029	4,470,780
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物附属設備	1,545,254	1,744,296	△ 199,042
機械及び装置	7,130,392	4,050,230	3,080,162
什器備品	2,935,428	3,979,723	△ 1,044,295
ソフトウェア	4,488,367	7,826,127	△ 3,337,760
長期前払費用	5,161,640	4,973,650	187,990
その他固定資産合計	21,261,081	22,574,026	△ 1,312,945
固定資産合計	24,261,081	25,574,026	△ 1,312,945
資産合計	109,319,890	106,162,055	3,157,835
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業未払金	1,068,243	1,594,572	△ 526,329
未払金	11,494,121	14,761,225	△ 3,267,104
未払費用	602,564	2,152,992	△ 1,550,428
預り金	71,996	109,290	△ 37,294
賞与引当金	1,778,000	1,641,000	137,000
未払法人税等	2,268,400	1,991,100	277,300
未払消費税等	4,205,100	4,551,800	△ 346,700
流動負債合計	21,488,424	26,801,979	△ 5,313,555
負債合計	21,488,424	26,801,979	△ 5,313,555
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	3,000,000	3,000,000	0
2. 一般正味財産	84,831,466	76,360,076	8,471,390
正味財産合計	87,831,466	79,360,076	8,471,390
負債及び正味財産合計	109,319,890	106,162,055	3,157,835

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	300	△ 240
基本財産受取利息	60	300	△ 240
事業収益	245,558,731	236,572,726	8,986,005
穂積庁舎駐車場管理業務	627,000	616,000	11,000
塵芥処理施設管理業務	65,698,967	62,877,420	2,821,547
牛牧南部コミュニティセンター管理業務	26,160,320	26,398,468	△ 238,148
本田コミュニティセンター管理業務	27,165,892	24,410,128	2,755,764
牛牧北部防災コミュニティセンター管理業務	25,646,585	21,180,453	4,466,132
市民センター管理業務	18,521,412	17,924,247	597,165
巢南公民館管理業務	16,607,800	17,258,555	△ 650,755
総合センター管理業務	16,597,862	16,979,641	△ 381,779
アウトソーシング事業	48,532,893	48,927,814	△ 394,921
雑収益	130,221	108,768	21,453
受取利息	917	889	28
雑収益	129,304	107,879	21,425
経常収益計	245,689,012	236,681,794	9,007,218
(2) 経常費用			
事業費	234,288,145	225,330,128	8,958,017
役員報酬	1,722,600	1,722,600	0
給料手当	26,236,370	25,038,998	1,197,372
賃金手当	95,126,176	93,965,398	1,160,778
職員賞与手当	3,431,418	3,204,408	227,010
賞与引当金繰入	1,771,610	1,634,080	137,530
退職共済掛け金	1,534,226	1,480,486	53,740
法定福利費	16,647,151	16,108,011	539,140
福利厚生費	1,436,200	1,339,557	96,643
旅費交通費	2,318,054	2,383,392	△ 65,338
会議費	11,033	11,322	△ 289
通信運搬費	1,758,294	1,875,758	△ 117,464
減価償却費	6,283,041	9,140,134	△ 2,857,093
消耗什器備品費	11,773,849	9,756,328	2,017,521
消耗品費	9,045,645	7,787,583	1,258,062
事務用品費	111,547	381,157	△ 269,610
修繕費	3,941,288	2,728,714	1,212,574
保守料	1,539,890	2,025,980	△ 486,090
燃料費	742,108	667,626	74,482
車輛費	56,270	0	56,270
光熱水料費	11,771,538	7,689,528	4,082,010
賃借料	5,120,440	4,906,025	214,415
地代家賃	748,285	748,285	0
保険料	1,005,935	1,032,078	△ 26,143
諸謝金	382,140	346,500	35,640
諸会費	93,258	90,585	2,673
租税公課	16,347,436	16,161,592	185,844
委託費	1,738,691	1,458,941	279,750
検針委託料	9,360,480	8,702,988	657,492
支払手数料	867,289	950,683	△ 83,394
複合機使用料	676,373	420,642	255,731
新聞図書費	159,378	139,457	19,921
新型コロナウイルス感染防止対策費	530,132	1,431,292	△ 901,160

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	660,929	664,413	△ 3,484
役員報酬	257,400	257,400	0
給料手当	80,190	90,588	△ 10,398
賃金手当	10,657	11,132	△ 475
職員賞与手当	12,066	15,587	△ 3,521
賞与引当金繰入	6,390	6,920	△ 530
退職共済掛け金	3,986	3,826	160
法定福利費	17,564	19,994	△ 2,430
福利厚生費	7,304	5,167	2,137
旅費交通費	227	300	△ 73
会議費	112	115	△ 3
通信運搬費	7,248	7,606	△ 358
減価償却費	11,694	8,912	2,782
消耗什器備品費	24,976	11,947	13,029
消耗品費	5,422	8,679	△ 3,257
事務用品費	0	521	△ 521
保守料	2,750	5,390	△ 2,640
燃料費	1,301	1,306	△ 5
光熱水料費	1,656	1,607	49
賃借料	8,680	8,034	646
地代家賃	7,501	7,501	0
保険料	8,985	9,422	△ 437
諸謝金	3,860	3,500	360
諸会費	942	915	27
租税公課	164,964	163,208	1,756
委託費	1,820	1,000	820
支払手数料	8,761	8,737	24
複合機使用料	3,680	3,400	280
新聞図書費	353	185	168
新型コロナウイルス感染症防止対策費	440	1,514	△ 1,074
経常費用計	234,949,074	225,994,541	8,954,533
評価損益等調整前当期経常増減額	10,739,938	10,687,253	52,685
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	10,739,938	10,687,253	52,685
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
固定資産除却損	0	1,804,515	△ 1,804,515
経常外費用計	0	1,804,515	△ 1,804,515
当期経常外増減額	0	△ 1,804,515	1,804,515
法人税、住民税及び事業税	2,268,548	1,991,280	277,268
当期一般正味財産増減額	8,471,390	6,891,458	1,579,932
一般正味財産期首残高	76,360,076	69,468,618	6,891,458
一般正味財産期末残高	84,831,466	76,360,076	8,471,390
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	60	300	△ 240
基本財産受取利息	60	300	△ 240
一般正味財産への振替額	△ 60	△ 300	240
基本財産受取利息	△ 60	△ 300	240
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	87,831,466	79,360,076	8,471,390

財産目録

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	457,897
預金(普通預金)			75,993,562
	大垣共立銀行	共通資金用口座	58,044,227
	大垣共立銀行	コミュニティセンター用口座	17,949,335
事業未収入金			6,256,093
貯蔵品			13,157
立替金			24,440
前払費用		車両リース前払	2,313,660
流動資産合計			85,058,809
(固定資産)			
基本財産			3,000,000
定期預金	大垣共立銀行		3,000,000
その他固定資産			21,261,081
建物附属設備		事務所電気工事、パターション	1,545,254
機械及び装置		封入封緘機等	7,130,392
什器備品		事務機器等	2,935,428
ソフトウエア		施設管理システム等	4,488,367
長期前払費用		リース車両前払い分	5,161,640
固定資産合計			24,261,081
資産合計			109,319,890
(流動負債)			
事業未払金			1,068,243
		(株)かね広	101,327
		穂積石油組合	28,333
		ミドリ安全岐阜(株)	1,243
		共立コンピューターサービス(株)	613,140
		(株)サリース	10,864
		(株)オフィスポート	9,688
		(株)川甚	4,489
		テュプロ販売(株)	45,889
		富士フィルムビジネスソリューション	22,303
		(株)モトロウ	6,919
		(有)林石油店	32,161
		イワイ(株)	96,337
		大日本警備保障(株)	50,490
		中央清掃(株)	2,160
		ピーシーパートナーズ	22,000
		兼松コミュニケーションズ(株)	20,900
未払金			11,494,121
		社会保険料 (3月事業主負担分)等	1,502,042
		未払賃金 (3月嘱託職員等分)	9,850,635
		精算金	141,444

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
未払費用			602,564
		コミセン電気代他	602,564
預り金			71,996
		源泉所得税預り金(3月分)	9,396
		住民税預り金(3月分)	62,600
賞与引当金			1,778,000
未払法人税等			2,268,400
未払消費税等			4,205,100
流動負債合計			21,488,424
負債合計			21,488,424
正味財産			87,831,466

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針等

(1) 新公益法人会計基準（平成21年10月16日改正）に準拠しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備	定率法（平成28年4月1日以降取得のものについては定額法）
機械装置	定率法
工具器具備品	定率法
リース資産	リース期間定額法

無形固定資産

ソフトウェア	定額法
--------	-----

(3) 消費税等の会計処理は税込方式により行っております。

(4) 将来の退職金に備え、退職共済掛け金による外部積立を行っており、退職給付引当金として引き当てるべき金額はございません。

(5) リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。（単位 円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
該当なし				
小計	0	0	0	0
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。（単位 円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	3,000,000	(3,000,000)		
小計	3,000,000	(3,000,000)	0	0
特定資産				
該当なし				
小計	0	0	0	0
合計	3,000,000	(3,000,000)	0	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。 (単位 円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	3,755,788	2,210,534	1,545,254
機械装置	14,273,672	7,143,280	7,130,392
工具器具備品	13,993,094	11,057,666	2,935,428
ソフトウェア	21,192,132	16,703,765	4,488,367
合計	53,214,686	37,115,245	16,099,441

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりであります。 (単位 円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
該当なし						
	合計	0	0	0	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位 円)

内容	金額
経常収益への振替額 基本財産受取利息	60
経常外収益への振替額 該当なし	
合計	60

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているため、内容の記載を省略しております。

2. 引当金の明細

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,641,000	1,778,000	1,641,000		1,778,000

3. 寄付の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

寄付の内訳は次のとおりであります。

(単位 円)

品目	日付	数量	寄付者	金額
該当なし				
合計				0

監 査 報 告 書

令和 5 年 5 月 2 日

一般財団法人
瑞穂市ふれあい公共公社
理事長 新家 武彦 様

一般財団法人
瑞穂市ふれあい公共公社
監事 木崎 優

一般財団法人
瑞穂市ふれあい公共公社
監事 大石 英博

私たち監事は、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社定款第23条の規定に基づき令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について、検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当公社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当公社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書の原本掲載は、ご本人の直筆と印影が明確に判断できることから、個人情報保護のため氏名は印字、押印は省略したものを掲載させていただきます。

固定資産台帳、減価償却費明細書

15 一般財団法人 瑞穂市ふれあい公社		令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日																
勘定科目	資産コード	資産名	数量	供用年月 除却年月	取得価額	※残存価額	耐用年数	使用月数 償却率	償却方法	期首簿価	期中増減	増加	差引取得額×5% 定率改定取得額	改定償却率	※特別、割増償却額	※当期償却額	期末簿価	償却累計額
2121	1	電気工事一式	1	H27. 11	1,487,614		15	12 0.133	200%定率	596,825						79,377	517,448	970,166
	2	パーティション工事 マイナバー管理室	1	H27. 11	1,965,774		18	12 0.111	200%定率	925,507						102,731	822,776	1,142,998
	3	パーティション工事 サーバールーム	1	H29. 7	302,400		18	12 0.056	定額	221,964						16,934	205,030	97,370
		【科目計】 建物附属設備			3,755,788					1,744,296						199,042	1,545,254	2,210,534
2141 改定	2	カッティングマシンGS-24 ローランド製	1	H28. 3	313,200		10	12 0.200	200%定率	75,690			100,920	0.250		25,230	50,460	262,740
改定	3	卓上丁合機 アウトソーシング	1	H29. 2	2,106,000		7	12 0.286	200%定率	347,149			521,244	0.334		174,095	173,054	1,932,946
改定	5	製本機BQ27 II アウトソーシング	1	H30. 9	775,440		7	12 0.286	200%定率	235,168			235,168	0.334		78,546	156,622	618,818
	6	紙折り機デュプロフォルダー DF-999	1	R 1. 12	462,000		7	12 0.286	200%定率	213,073						60,938	152,135	309,865
	7	ホリゾン電動裁断機 PC-390	1	R 2. 3	605,000		10	12 0.200	200%定率	380,748						76,149	304,599	300,401
	8	フルカラー高速インクジェットプ リントGD9630(中古)	1	R 3. 3	2,223,720		2 4	12 1.000	200%定率	1						0	1	2,223,719
	9	GD9630用スキヤナ-HS7000 (中古)	1	R 3. 3	363,312		2 4	12 1.000	200%定率	1						0	1	363,311
	10	クアディエント封入封 緘機ds75i	1	R 3. 9	3,168,000		10	12 0.200	200%定率	2,798,400						559,680	2,238,720	929,280
	11	歩行型草刈機	1	R 5. 3	407,000		7	1 0.286	200%定率			407,000				9,700	397,300	9,700
	135	複合機 ApeosPro C65 0	1	R 5. 1	3,850,000		10	3 0.200	200%定率			3,850,000				192,500	3,657,500	192,500
		【科目計】 機械装置			14,273,672					4,050,230		4,257,000	857,332			1,176,838	7,130,392	7,143,280
2161 改定	1	オートビルセット II	1	H25. 4	528,938		3 5	12 0.667	200%定率	1			58,654	1.000		0	1	528,937
改定	4	ブラザーインクジェット アウトソーシング	1	H29. 2	464,400		5	12 0.400	200%定率	1			93,624	0.500		0	1	464,399
改定	24	カラーリング用ジェットローラーライ ト防コミ	1	H26. 6	383,356		3	12 0.667	200%定率	1			56,702	1.000		0	1	383,355
改定	25	カラーリング用ジェットローラーライ ト本コミ	1	H27. 2	388,800		3	12 0.667	200%定率	1			38,321	1.000		0	1	388,799
改定	37	入出退管理システム	1	H27. 11	2,868,968		6	12 0.333	200%定率	1			733,218	0.334		0	1	2,868,967
改定	40	シグマシュレッダー 事務局	1	H27. 12	429,840		5	12 0.400	200%定率	1			80,467	0.500		0	1	429,839
	79	ゲートテント (未来の森)	1	H30. 8	1,836,000		15	12 0.133	200%定率	1,090,455						145,030	945,425	890,575

(注)※印の項目は、上段が個人専用、下段が事業専用を指します。旧定率法の場合は償却可能限度額 (注)リース期間定額法、旧リース期間定額法(貸手)は、残存価額欄に残価保証額、耐用年数欄にリース期間、使用月数欄に当期月数を印刷します。
 (注)資産コード欄に*印が印刷されている資産は、減損処理を行った資産です。 (注)数量による一部除却の場合、数量欄は上段に除却後、下段に除却前の数量を印刷します。

-17-

固定資産台帳、減価償却費明細書

15 一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社		令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日																	
勘定科目	資産コード	資産名	数量	供用年月 除却年月	取得価額	※残存価額	耐用年数	使用月数 償却率	償却方法	期首簿価	期中増減	増加	差引取得額×5% 定率改定取得額	改定償却率	※特別、割増償却額	※当期償却額	期末簿価	償却累計額	
2161 改定	80	自動発券機KC-BX30NN 未来の森	1	H30. 8	1,506,600		5	12 0.400	200%定率	198,872			397,743	0.500		198,871	1	1,506,599	
改定	81	カー複合機+KAKINケン 南コミ	1	H29. 3	717,480		5	12 0.400	200%定率	1			149,810	0.500		0	1	717,479	
改定	82	カー複合機+KAKINケン 本コミ	1	H29. 3	717,480		5	12 0.400	200%定率	1			149,811	0.500		0	1	717,479	
改定	83	カー複合機+KAKINケン 防コミ	1	H29. 3	717,480		5	12 0.400	200%定率	1			149,811	0.500		0	1	717,479	
	103	特注スーパーキングテン ト(未来の森)	1	R 3. 7	412,500		5	12 0.400	200%定率	288,750							115,500	173,250	239,250
	119	業務サーバー一式及び セキュリティ更新	1	R 4. 3	2,484,452		5	12 0.400	200%定率	2,401,637							960,654	1,440,983	1,043,469
	130	テント(未来の森)	1	R 4. 7	536,800		5	9 0.400	200%定率			536,800					161,040	375,760	161,040
		【科目計】 工具器具備品			13,993,094					3,979,723		536,800		1,908,161			1,581,095	2,935,428	11,057,666
2481	1	X G 就業システム A	1	H25. 4	888,667		3 5	12 0.334	定額	0						0	0	888,667	
	22	デジタルドルフィンズ	1	H26. 8	1,453,788		5	12 0.200	定額	0						0	0	1,453,788	
	31	人事給与幕僚V スタンドアロン版	1	H28. 1	668,677		5	12 0.200	定額	0						0	0	668,677	
	35	勤怠管理システム 事務局	1	H29. 2	388,800		5	12 0.200	定額	0						0	0	388,800	
	36	業務管理システム構築 アウトソーシング事業	1	H29. 5 R 5. 3	2,721,600		5	12 0.200	定額	45,360		0				45,360	0	0	
	42	施設予約管理システム	1	H30. 2	7,981,200		5	12 0.200	定額	1,330,200						1,330,200	0	7,981,200	
	43	施設予約管理システム (追加設定)	1	H31. 3	1,242,000		5	12 0.200	定額	476,100						248,400	227,700	1,014,300	
	44	施設予約管理システム 料金改定対応	1	R 2. 3	858,000		5	12 0.200	定額	500,500						171,600	328,900	529,100	
	45	施設予約管理システム 帳票作成対応	1	R 2. 3	1,188,000		5	12 0.200	定額	693,000						237,600	455,400	732,600	
	46	来場者管理システム	1	R 2. 4	1,320,000		5	12 0.200	定額	792,000						264,000	528,000	792,000	
	47	販売幕僚IVシステム パッケージカスタマイズ	1	R 3. 2	5,203,000		5	12 0.200	定額	3,988,967						1,040,600	2,948,367	2,254,633	
		【科目計】 ソフトウェア			23,913,732					7,826,127		0				3,337,760	4,488,367	16,703,765	
		全部除却・一部除却価額 (除却額控除後取得価額)			2,721,600 (21,192,132)					45,360						45,360		0	
		【合計】			55,936,286					17,600,376		4,793,800 0	2,765,493			6,294,735	16,099,441	37,115,245	

(注)※印の項目は、上段が個人専用、下段が事業専用を指します。
 (注)資産コード欄に*印が印刷されている資産は、減損処理を行った資産です。
 旧定率法の場合は償却可能限度額
 (注)リース期間定額法、旧リース期間定額法(貸手)は、残存価額欄に残価保証額、耐用年数欄にリース期間、使用月数欄に当期月数を印刷します。
 (注)数量による一部除却の場合、数量欄は上段に除却後、下段に除却前の数量を印刷します。

-18-

令和5年度

事業計画及び収支予算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(一財) 瑞穂市ふれあい公共公社

令和5年度 一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社

事業目標

一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社は12期を迎え、これまでコミュニティセンター及び生涯学習施設、美来の森等の施設運営を軸に、『利用者・市・公社の協働によるコミュニティづくり』を基本方針とし、笑顔と、スピード対応で、利用者ファースト」を行動指針として掲げ、地域との連携体制の確立、歴史や文化の継承、安全で心安らぐ質の高い場所づくりに向けて各種事業に取り組んでまいりました。

今年度は、施設管理運営でのさらなるサービス向上や、瑞穂市が推進するSDGs「持続可能なまちづくり」に参画できる取り組みを進めるとともに、新たな事業として、市有財産の除草業務や公共施設の植栽管理など、公共施設整備事業を一部引継ぎ、積極的な事業展開を行ってまいります。

またアウトソーシング事業において、高度な印刷を可能とした印刷機の導入により、多様なメニューを準備し、時代に即応した迅速な取り組みを企画提案することで受注拡大に繋げていきます。

そして、瑞穂市自転車駐車場指定管理に向けての挑戦も視野に入れ、駅周辺のにぎわい創出やまちづくり施策に沿って、それに貢献できる組織として市の理念を共有し、これまでの取り組みを発展させてまいります。

施設運営では、普段からの消防訓練や職員教育を通じ、災害からの早期復旧に向けての体制づくりを進め、令和5年度においては、「瑞穂市ふれあい公共公社BCP基本計画」のブラッシュアップと推進に注力し、安全で適切な施設管理により、一層の利用者促進を図っていきます。

組織全体では、効果的な人員配置と柔軟な働き方を確立し、ハラスメントのない職場環境の整備や職員の資質向上に努め、組織の強化を図ります。

また財務においては、予算の適正配分・適正執行に努め、経費節減による健全で安定した透明性の高い運営を図るとともに、公社が有する「公益性」「企業性」「マネジメント」を最大限に活かした事業を実現してまいります。

令和5年度 事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

事業名	事業内容	受託形態	利用目標等	従事職員数	事業費の概算 (単位：百万円)
①治安維持対策事業	(1) 穂積庁舎駐車場管理 穂積庁舎駐車場の違法駐車車両管理及び指導業務	※ 業務委託	-	1名	1
②環境美化対策事業	(1) 塵芥処理施設管理業務 美来の森での粗大ごみの搬入受付、拠点回収及び戸別回収の受付・収集、剪定木の搬入・計量、各種料金の取扱、不燃物等の分別、プラスチックの破碎処理等美来の森の運営及び維持管理業務	※ 業務委託	-	13名	67
	(2) 公共施設整備管理業務 市普通財産・公園の除草、体育施設及び学校運動場の防塵剤散布、学校等剪定業務	※ 業務委託	-	4名	22
③地域社会健全化事業	(1) 牛牧南部コミュニティセンター管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等センター全体の運営及び維持管理業務	指定管理	25,000人	21名	84
	(2) 牛牧北部コミュニティセンター管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等センター全体の運営及び維持管理業務	指定管理	44,000人		
	(3) 本田コミュニティセンター管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出、自主事業の計画・開催、施設の清掃、植栽の管理等センター全体の運営及び維持管理業務	指定管理	15,000人		
	(4) 市民センター管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出等市民センターの管理業務	※ 窓口業務委託	40,000人	23名	54
	(5) 巢南公民館管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出等巢南公民館の管理業務	※ 窓口業務委託	20,000人		
	(6) 総合センター管理業務 施設の予約受付、使用料の取扱、会場の設営・撤去・点検、備品の貸出等総合センターの管理業務	※ 窓口業務委託	50,000人		

事業名	事業内容	受託形態	利用目標等	従事 職員数	事業費の 概算 (単位：百万円)
④アウトソーシング事業	(1) アウトソーシング業務 ■行政アウトソーシング業務 印刷、紙折り、用紙裁断、丁合い、ステーブル綴、製本、封入・封緘、テープ起こし、シール貼り、圧着等の瑞穂市における行政簡易業務 ■保存・保管書類整理業務 瑞穂市一般会計歳入歳出伝票の整理・管理・保管等の業務 ■出退勤補助業務 瑞穂市正規職員、嘱託及び会計年度職員の出退勤時間、休暇、時間外勤務命令等の記録の管理業務 ■催告書封入・発送業務 瑞穂市における市県民税・固定資産税・軽自動車税・法人市民税に係る催告書の封入・発送等の業務 ■給水装置及び水源地に関する業務 水道開栓・閉栓、水道メーター検針及び水源地（別府、宮田、古橋、馬場、本田、牛牧、呂久）の点検等の業務（瑞穂市上水道）	※ 業務委託	-	7名	32
	(2) 水道メーター検針業務 委託検針員により、各家庭及び事業所等に設置されている水道メーターの検針業務を2ヶ月ごとに年6回実施	※ 業務委託	119,000件	9名 委託検針員	13
⑤事務局	(1) 法人・施設運營業務 法人運営に係る経理、会計庶務事務全般 施設運営に関する企画運營業務全般	-	-	6名	-

※ 指定管理以外は単年度契約の為、令和5年4月以降受託予定

令和5年度 年間スケジュール

	理事会 評議委員会 監査	主任会議 市役所調整会議	職員研修 職員面談 BCP訓練	コミセン イベント
4月		主任会議 市役所調整会議 (市協・生涯・環境 他)		鯉のぼりイベント 春の野鳥観察会
5月	決算監査 理事会 評議委員会			防災イベント ひまわり種まき
6月			職員研修	七夕飾りイベント
7月		主任会議	職員面談	SDGs イベント
8月	理事会		BCP訓練	敬老の日イベント
9月			施設消防訓練	SDGs イベント
10月		主任会議 市役所調整会議 (市協・生涯・環境 他)		健康イベント ハロウィンイベント
11月	理事会			コンサートイベント チューリップ球根植え
12月			職員面談	クリスマスイベント 冬の野鳥観察会
1月		主任会議		書き初めイベント 節分イベント
2月	理事会		施設消防訓練	ひな祭りイベント
3月	評議委員会			防災イベント

令和5年度 収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

一般財団法人 瑞穂市ふれあい公共公社

令和5年度 正味財産増減予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

単位：千円

科 目	予算額 (令和5年度)	前年度予算額 (令和4年度)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1	1	0
基本財産受取利息	1	1	0
事業収益	268,626	230,458	38,168
塵芥処理施設管理業務	66,079	65,742	337
公共施設整備業務	21,175	-	21,175
コミュニティセンター管理業務	83,010	72,890	10,120
市民センター管理業務	18,234	18,522	-288
巢南公民館管理業務	17,364	16,607	757
総合センター管理業務	17,611	16,607	1,004
アウトソーシング事業	45,153	40,090	5,063
雑収益	101	85	16
受取利息	1	1	0
雑収益	100	84	16
経常収益計	268,728	230,544	38,184
(2) 経常費用			
事業費	219,058	184,734	34,324
給料手当	20,304	15,923	4,381
賃金手当	101,820	95,780	6,040
職員賞与手当	2,397	1,830	567
賞与引当金繰入	448	904	-456
退職共済掛け金	1,208	1,150	58
法定福利費	18,958	16,470	2,488
福利厚生費	2,042	1,526	516
旅費交通費	2,730	2,746	-16
会議費	30	30	0
通信運搬費	1,350	1,350	0
減価償却費	4,071	4,675	-604
消耗什器備品費	9,080	7,000	2,080
消耗品費	13,260	6,760	6,500
事務用品費	290	290	0
修繕費	3,800	3,300	500
保守料	1,100	600	500
印刷製本費	0	0	0
燃料費	1,120	600	520
車輛費	0	100	-100
光熱水料費	16,140	7,450	8,690
賃借料	6,180	4,500	1,680
保険料	50	100	-50
諸謝金	150	150	0
委託費	1,760	1,300	460
検針委託料	9,570	9,400	170
支払手数料	0	0	0
複合機使用料	550	150	400
新聞図書費	150	150	0
感染対策費	500	500	0

科	目	予算額 (令和5年度)	前年度予算額 (令和4年度)	増減
	管理費	49,000	45,240	3,760
	役員報酬	1,980	1,980	0
	給料手当	10,200	9,900	300
	賃金手当	1,800	1,800	0
	職員賞与手当	2,090	1,560	530
	賞与引当金繰入	1,250	780	470
	退職共済掛け金	600	500	100
	法定福利費	2,400	2,170	230
	福利厚生費	900	510	390
	旅費交通費	50	50	0
	会議費	10	10	0
	通信運搬費	1,000	900	100
	減価償却費	1,000	800	200
	消耗什器備品費	2,000	1,200	800
	消耗品費	600	600	0
	事務用品費	200	200	0
	修繕費	50	50	0
	保守料	300	800	-500
	広報費	400	200	200
	燃料費	300	150	150
	車両費	60	80	-20
	光熱水料費	400	200	200
	賃借料	900	900	0
	地代家賃	800	800	0
	保険料	1,000	1,000	0
	諸謝金	100	550	-450
	諸会費	100	100	0
	租税公課	17,000	16,000	1,000
	委託費	100	50	50
	支払手数料	850	800	50
	複合機使用料	360	400	-40
	新聞図書費	50	50	0
	感染対策費	100	100	0
	雑費	50	50	0
	経常費用計	268,058	229,974	38,084
	評価損益調整前当期増減額	670	570	100
	評価損益等計	0	0	0
	当期経常増減額	670	570	100
	2. 経常外増減の部			
	(1) 経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
	(2) 経常外費用			
	固定資産除却損	0	0	0
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	670	570	100
	一般正味財産期首残高	80,000	76,360	3,640
	一般正味財産期末残高	80,670	76,930	3,740
	II 指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
	指定正味財産期末残高	3,000	3,000	0
	III 正味財産期末残高	83,670	79,930	3,740

(注)・前年度(令和4年度)欄一般正味財産期首残高は、令和3年度決算の確定額である一般正味財産期末残高の額に変更した
・一般正味財産期首残高については、令和5年3月末の見込み額とした

令和5年度 正味財産増減予算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日

単位：千円

科 目	塵芥処理施設	公共施設整備	コミュニティセンター	市民センター	巢南公民館	総合センター	アウトソーシング		共通管理費	R5合計
							簡易業務	その他		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
基本財産受取利息	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
事業収益	66,079	21,175	83,010	18,234	17,364	17,611	26,426	18,727	-	268,626
塵芥処理施設管理業務	66,079	-	-	-	-	-	-	-	-	66,079
公共施設整備業務	-	21,175	-	-	-	-	-	-	-	21,175
コミュニティセンター管理業務	-	-	83,010	-	-	-	-	-	-	83,010
市民センター管理業務	-	-	-	18,234	-	-	-	-	-	18,234
巢南公民館管理業務	-	-	-	-	17,364	-	-	-	-	17,364
総合センター管理業務	-	-	-	-	-	17,611	-	-	-	17,611
アウトソーシング事業	-	-	-	-	-	-	26,426	18,727	-	45,153
雑収益	-	-	-	-	-	-	-	-	101	101
受取利息	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
雑収益	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
経常収益計	66,079	21,175	83,010	18,234	17,364	17,611	26,426	18,727	102	268,728
(2) 経常費用										
事業費	50,682	18,880	71,323	14,077	13,416	13,600	22,530	14,550	-	219,058
給料手当	3,100	2,450	6,960	698	698	698	5,700	-	-	20,304
賞金手当	34,500	4,300	27,630	10,080	9,670	10,080	2,060	3,500	-	101,820
職員賞与手当	200	-	1,650	59	59	59	370	-	-	2,397
賞与引当金繰入	100	-	60	26	26	26	210	-	-	448
退職共済掛け金	200	-	432	42	42	42	450	-	-	1,208
法定福利費	5,552	2,400	4,820	1,864	1,629	1,403	950	340	-	18,958
福利厚生費	200	600	790	128	112	112	60	40	-	2,042
旅費交通費	500	-	910	350	350	350	80	190	-	2,730
会議費	-	-	30	-	-	-	-	-	-	30
通信運搬費	-	-	1,350	-	-	-	-	-	-	1,350
減価償却費	350	120	451	150	150	150	2,700	-	-	4,071
消耗什器備品費	2,400	1,620	1,800	220	220	220	2,500	100	-	9,080
消耗品費	900	5,000	1,800	20	20	20	5,500	-	-	13,260
事務用品費	-	-	90	-	-	-	200	-	-	290

科 目	塵芥処理施設	公共施設整備	コミュニティセンター	市民センター	巢南公民館	総合センター	アウトソーシング		共通管理費	R5合計
							簡易業務	その他		
光熱水料費	-	-	-	-	-	-	-	-	400	400
賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	900	900
地代家賃	-	-	-	-	-	-	-	-	800	800
保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	1,000
諸謝金	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
諸会費	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
租税公課	-	-	-	-	-	-	-	-	17,000	17,000
委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
支払手数料	-	-	-	-	-	-	-	-	850	850
複合機使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	360	360
新聞図書費	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50
感染対策費	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
雑費	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50
経常費用計	50,682	18,880	71,323	14,077	13,416	13,600	22,530	14,550	49,000	268,058
評価損益等調整前当期経常増減額	15,397	2,295	11,687	4,157	3,948	4,011	3,896	4,177	-48,898	670
損益評価等計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	15,397	2,295	11,687	4,157	3,948	4,011	3,896	4,177	-48,898	670
2. 経常外増減の部										-
(1) 経常外収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般正味財産期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	80,000	80,000
一般正味財産期末残高	15,397	2,295	11,687	4,157	3,948	4,011	3,896	4,177	31,102	80,670
II 指定正味財産増減の部										-
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000
指定正味財産期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000
III 正味財産期末残高	15,397	2,295	11,687	4,157	3,948	4,011	3,896	4,177	34,102	83,670

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在

単位：千円

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	460
預金	普通預金		79,000
事業未収入金	アウトソース他3月分		7,500
流動資産合計			86,960
(固定資産)			
基本財産			3,000
定期預金	大垣共立銀行穂積支店		3,000
その他固定資産			18,190
建物附属設備			1,370
機械及び装置			2,246
什器備品			4,092
ソフトウェア			2,627
長期前払費用			7,855
固定資産合計			21,190
資産合計			108,150
(流動負債)			
事業未払金	業者への支払い		3,500
未払金	3月分賃金		10,000
未払費用	3月分社会保険料事業主負担分		2,400
預り金			180
源泉所得税	3月分		100
住民税	3月分		80
賞与引当金	1月～3月算定分		1,700
未払法人税等			2,000
未払消費税等	第4期分		4,700
流動負債合計			24,480
負債合計			24,480
正味財産			83,670

報告第6号

令和4年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条に規定する継続費について、継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる歳出予算の経費を同法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和4年度瑞穂市一般会計に係る歳出予算141,180,600円を継続費通次繰越として令和5年度に繰り越したので、令和4年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書を調製し、報告するもの。

令和4年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
08土木費	03河川費	古橋地内遊水池 整備事業	円 642,087,000	円 188,064,000	円 0	円 188,064,000	円 75,220,000	円 112,844,000	円 112,844,000	円 3,544,000	円 0	円 109,300,000	円 0
10教育費	03小学校 費	中小学校大規模 改修事業	円 342,260,000	円 190,882,000	円 0	円 190,882,000	円 162,545,400	円 28,336,600	円 28,336,600	円 28,336,600	円 0	円 0	円 0
合 計			円 984,347,000	円 378,946,000	円 0	円 378,946,000	円 237,765,400	円 141,180,600	円 141,180,600	円 31,880,600	円 0	円 109,300,000	円 0

報告第7号

令和4年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和4年度瑞穂市一般会計に係る歳出予算275,745,000円（9件）を令和5年度に繰り越したので、令和4年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

報告第 8 号

令和 4 年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する建設又は改良に要する経費について、同条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 4 年度瑞穂市下水道事業会計に係る建設改良費予算 30,000,000 円を令和 5 年度に繰り越したので、令和 4 年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書を調整し、報告するもの。

令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						建設改良企業債	国庫補助金	他会計出資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 33,240,000	円 3,240,000	円 30,000,000	円 13,500,000	円 15,000,000	円 1,500,000	円 0	円 0	地方共同法人日本下水道事業団委託の処理場DB事業が同法人の再公告となったことによるもの。

報告第9号

債権放棄の報告について

瑞穂市債権の管理に関する条例（平成27年瑞穂市条例第18号）第8条の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第9条の規定により報告する。

債 権 放 棄 内 容

1 債権の内訳及び放棄した事由

所管課	債権の名称	件数 (件)	債権の額 (円)	放棄した事由 (第8条該当号)
上水道課	水道料金	99	226,709	消滅時効完成（5号）
		7	11,594	破産による免責（8号）
	計	106	238,303	
学校教育課	交通安全協力費	10	20,120	消滅時効完成（5号）
給食センター	学校給食費	13	341,410	消滅時効完成（5号）

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

市の債権のうち時効期間が経過している等、徴収できる見込みがない水道料金、交通安全協力費及び学校給食費について債権を放棄したので、報告するもの。

債権放棄の報告について

○ 瑞穂市債権の管理に関する条例（抜粋）

（債権の放棄）

第8条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を徴収する権利（第3号に掲げる場合において、特定相続人の一部を確知することができないときにあっては、当該確知することができない特定相続人の相続分に係る権利に限る。）の全部又は一部を放棄することができる。

- （1）債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- （2）債務者の所在が不明その他これに準じた状態にあると認められるとき。
- （3）特定相続人の全部又は一部を確知することができないとき。
- （4）債権金額が少額で、徴収に要する費用に満たないと認められるとき。
- （5）消滅に係る時効期間が経過した当該私債権につき、債務者が時効の援用をする見込みがあるとき。
- （6）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- （7）債務者である法人の破産手続が終了した後、清算すべき財産が残った場合において、当該財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- （8）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令等の規定により債務者が当該市の債権についてその責任を免れたとき。
- （9）当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（報告）

第9条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

債権放棄総括表						
債権の名称		水道料金				
担当部署		環境水道部 上水道課				
放棄する債権の内訳	調定年度	債権額 (円)	件数	条例第8条		備考
				第5号	第8号	
	平成29年度	6,868	3	3	0	
	平成30年度	106,234	44	44	0	
	平成31年度	100,517	45	45	0	
	令和2年度	19,074	11	7	4	
	令和3年度	5,610	3	0	3	
	以下余白					
合計	238,303	106	99	7		

債権放棄総括表					
債権の名称		交通安全協力費			
担当部署		教育委員会事務局 学校教育課			
放棄する債権の内訳	調定年度	債権額 (円)	件数	条例第8条 第5号	備考
	平成24年度	2,200	1	1	
	平成28年度	1,680	3	3	
	平成29年度	16,240	6	6	
	以下余白				
	合計	20,120	10	10	

債権放棄総括表					
債権の名称		学校給食費			
担当部署		教育委員会事務局 給食センター			
放棄する債権の内訳	調定年度	債権額 (円)	件数	条例第8条 第5号	備考
	平成24年度	77,400	3	3	
	平成25年度	108,450	3	3	
	平成26年度	75,540	2	2	
	平成27年度	65,800	2	2	
	平成29年度	14,220	3	3	
	以下余白				
	合計	341,410	13	13	

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償その1）

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い携帯電話のレンタル契約を解除する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い携帯電話のレンタル契約を解約する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものの。

専決第8号

専 決 処 分 書

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い携帯電話のレンタル契約を解除する件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月12日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

東京都港区赤坂2丁目17番46号 グローヴ3階

GSM Rentafone Pty Ltd. 日本支店

代表者 稲垣 隆介

2 契約解除の概要

令和5年4月9日執行の岐阜県議会議員選挙について、投票所における携帯電話のレンタル契約を締結したが、当該選挙の瑞穂市選挙区は、立候補届出数が定数（1人）を超えないため無投票となり、当該レンタルが不要となったもの。

3 和解の内容

契約解除に係る損害賠償金14,850円を相手方に支払うものとする。

報告第11号

専決処分の報告について（損害賠償その2）

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものの。

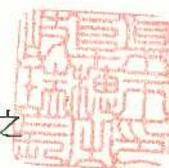
専決第9号

専 決 処 分 書

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月13日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

岐阜県岐阜市長良福光1645番地10

株式会社サン・テンポラリー 代表取締役社長 後藤 聡

2 契約解除の概要

令和5年4月9日執行の岐阜県議会議員選挙について、期日前投票所及び投票所における投票事務従事者派遣業務の委託契約を締結したが、当該選挙の瑞穂市選挙区は、立候補届出数が定数（1人）を超えないため無投票となり、業務の実施が不要となったもの。

3 和解の内容

契約解除に係る損害賠償金689,700円を相手方に支払うものとする。

報告第12号

専決処分の報告について（損害賠償その3）

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い期日前投票所等交通誘導業務委託の契約を解除する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い期日前投票所等交通誘導業務委託の契約を解除する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したもの。

専決第10号

専 決 処 分 書

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い期日前投票所等交通誘導業務委託の契約を解除する件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月13日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

岐阜県岐阜市西鶉1丁目52番地

サンワ警備保障株式会社 代表取締役 林 信之

2 契約解除の概要

令和5年4月9日執行の岐阜県議会議員選挙について、期日前投票所等における交通誘導業務の委託契約を締結したが、当該選挙の瑞穂市選挙区は、立候補届出数が定数（1人）を超えないため無投票となり、業務の実施が不要となったもの。

3 和解の内容

契約解除に係る損害賠償金150,000円を相手方に支払い、契約を解除するものとする。

報告第13号

専決処分の報告について（損害賠償その4）

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものの。

専決第11号

専 決 処 分 書

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴い投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月26日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

岐阜県岐阜市長良福光1645番地10

株式会社サン・テンポラリー 代表取締役社長 後藤 聡

2 契約解除の概要

令和5年4月23日執行の瑞穂市長選挙について、期日前投票所及び投票所における投票事務従事者派遣業務の委託契約を締結したが、当該選挙は、立候補届出数が定数（1人）を超えないため無投票となり、業務の実施が不要となったもの。

3 和解の内容

契約解除に係る損害賠償金589,462円を相手方に支払うものとする。

報告第14号

専決処分の報告について（損害賠償その5）

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴いポスター掲示板管理労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴いポスター掲示板管理労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものの。

専決第12号

専 決 処 分 書

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴いポスター掲示板管理労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月28日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

岐阜県岐阜市雲井町3丁目12番地

公益社団法人 岐阜県シルバー人材センター連合会 会長 浅野 壽

2 契約解除の概要

令和5年4月23日執行の瑞穂市長選挙について、ポスター掲示板管理労働者派遣業務の委託契約を締結したが、当該選挙は、立候補届出数が定数（1人）を超えないため無投票となり、業務の実施が一部不要となったもの。

3 和解の内容

契約解除に係る損害賠償金29,360円を相手方に支払うものとする。

承認第 1 号

瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日別紙のとおり瑞穂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めるもの。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたため、瑞穂市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

瑞穂市長

森 和之

瑞穂市条例第13号

瑞穂市税条例の一部を改正する条例

瑞穂市税条例（平成15年瑞穂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第14条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条

第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年

度分及び令和 6 年度分」に改める。

附則第 10 条の 5 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の 6 法附則第 16 条の 4 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日 (第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 4 第 6 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、2 月 28 日) までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 6 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2) 法附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 2 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 4 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 4 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。

3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定する特定被災共用土地 (以下のこの項に

において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。
附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の

種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の瑞穂市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年

法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下のこの項において「中小事業者等」という。))が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。))をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。))(中小事業者等が同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。))に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が、適用期間内にリース取引により引き渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の瑞穂市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

瑞穂市税条例（平成15年瑞穂市条例第44号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式_____又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期</p>

限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を

限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を

乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長

乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長

された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないこ

された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないこ

とについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条_____」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は

とについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は

- 2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第14条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 略
- 27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 略
- 27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、0)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 略

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含

行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 略

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含

む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 略

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、2月28日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において

む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 略

準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下のこの項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる

割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

2 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円

4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円

	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
----------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項におい

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

て「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については_____

_____, 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号の指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4. 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については_____

_____, 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以

_____ (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車

が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。

8. 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車

が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規

定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

瑞穂市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことより、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 本則の改正

第46条関係（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第48条第1項、第5項関係（法人の市民税の申告納付）

第50条第1項、第2項関係（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第98条第1項、第5項関係（たばこ税の申告納付の手続）

第101条第1項関係（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

いずれも地方税法施行規則に定める様式を追加したため、条文を改正するもの。

(2) 附則の改正

第8条第1項関係（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

地方税法附則第6条第4項の改正に伴い、適用期限を延長するため改正するもの。

第10条関係（読替規定）

地方税法附則第64条が法律改正により削除されるため、条文を改正するもの。

第10条の2関係（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の3第12項、第13項、第14項関係（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

地方税法附則第15条の改正により項ずれが発生したため、条文を改正するもの。

地方税法附則第15条の9の3にて大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定及び税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告に関する規定の新設に伴い、条文を整備するもの。

法附則第15条の9の3：固定資産税額に固定資産税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市の条例で定める割合を定める割合を乗じる。
⇒市では参酌基準の3分の1を軽減率として設定する。

第10条の4第2項関係（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

地方税法附則第16条の2の規定の改正により令和6年度まで特例適用が延

長されることに伴い、条文を改正するもの。

第10条の5第2項関係（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

地方税法附則第16条の3の規定の改正により令和6年度まで特例適用が延長されることに伴い、条文を改正するもの。

第10条の6関係（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

地方税法附則第16条の4にて令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定の新設に伴い、条文を整備するもの。

第15条の2関係（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2の2関係（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

地方税法附則第29条の8の2及び第29条の18第3項の規定の改正に伴い臨時的軽減措置に係る規定が削除されることに伴い、第15条の2を削除し、第15条の2の2を第15条の2に改正するもの。

第16条関係（軽自動車税の種別割の税率の特例）

地方税法附則第30条の改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例期限を令和8年3月31日まで延長させること及び項ずれが発生することに伴い、条文を改正するもの。

第16条の2第1項関係（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

地方税法附則第16条の改正に伴い、規定を整備するもの。

第17条の2第1項、第2項関係（優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

地方税法附則第34条の2第4項、第5項の改正により特例期限を令和8年度まで延長されることに伴い、条文を改正するもの

第25条関係（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

地方税法附則第60条の規定に伴い、条文を整備するもの。

3 適用関係

第1条（施行期日）

令和5年4月1日から施行

第2条（固定資産税に関する経過措置）

第3条（軽自動車税に関する経過措置）

承認第 2 号

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日別紙のとおり瑞穂市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めるもの。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたため、瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

瑞穂市長 森 和 之



瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

瑞穂市長

森和之

瑞穂市条例第14号

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂市国民健康保険税条例（平成16年瑞穂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第23条第1項の」を「第23条の」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第16項までの規定中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞穂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂市国民健康保険税条例（平成16年瑞穂市条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第

3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提出しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提出しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条 _____ の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項 _____ 中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所

得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の
__規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の
_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項
の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項
の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の_____規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る

事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約

等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所

等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布されたことにより、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 本則の改正

第2条関係（課税額）

地方税法施行令第56条の88条の2の改正に伴い、課税限度額の引上げするもの。

- ・基礎に係る課税限度額 65万円（据え置き）
- ・後期高齢者支援金に係る課税限度額 20万円→22万円（2万円引き上げ）
- ・介護納付金に係る課税限度額 17万円（据え置き）

第23条第1項関係（国民健康保険税の減額）

地方税法施行令第56条の89の改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しするもの。

◆軽減判定所得（現行）

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）×（給与所得者等の数－1）
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）
 $+ 28万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
 $+ [10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)]$
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）
 $+ 5.2万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) +$
 $[10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)]$

↓ 改正後

◆軽減判定所得（改正後）

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）×（給与所得者等の数－1）
 ……変更ありません。
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）
 $+ 29万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) +$
 $[10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)]$
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）

$$+ 53.5 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \\ + [10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)]$$

第23条の2関係（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）
第24条の2第2項関係（特例対象被保険者等に係る申告）

国民健康保険税条例（例）（昭和26年5月4日付、地財委税第887号）
の改正にあわせて、条文を整備するもの。

（2）附則の改正

第5項関係（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第6項関係（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第7項関係（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第9項関係（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第10項関係（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11項関係（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第12項関係（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第13項関係（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第14項関係（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15項関係（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第16項関係（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

いずれも国民健康保険税条例（例）（昭和26年5月4日付、地財委税第887号）の改正にあわせて、条文を整備するもの。

3 適用関係

第1条（施行期日）

令和5年4月1日から施行

第2条（経過措置）

承認第3号

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、
承認を求める。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、
その実情をふまえた生活支援を行うための特別給付金を支給するために補正予
算を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるもの。

専決第13号

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年5月1日

瑞穂市長 森 和 之



令和 5 年度

瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度瑞穂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,485,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月1日

瑞穂市長 森 和 之

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,522,087	65,498	2,587,585
	2 国庫補助金	390,377	65,498	455,875
歳入合計		19,420,000	65,498	19,485,498

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		7,810,970	65,498	7,876,468
	1 社会福祉費	3,953,132	65,498	4,018,630
歳出合計		19,420,000	65,498	19,485,498

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,522,087	65,498	2,587,585
歳入合計	19,420,000	65,498	19,485,498

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	7,810,970	65,498	7,876,468	65,498			
歳出合計	19,420,000	65,498	19,485,498	65,498			

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	160,461	65,498	225,959	1 社会福祉費 補助金	65,498	臨時福祉給付金等給付事業補助金
計	390,377	65,498	455,875			
合計	19,420,000	65,498	19,485,498			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
7 臨時福祉給付金等給付費	0	65,498	65,498	65,498					3 職員手当等	240	時間外勤務手当	
									10 需用費	192	消耗品費等	
									11 役務費	338	通信運搬費 手数料	86 252
									12 委託料	1,678	業務委託料 派遣業務委託料 システム改修委託料 行政事務委託料 アウトソーシング	460 1,139 79
									18 負担金、補助及び交付金	63,050	交付金 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	33,050 30,000
計	3,953,132	65,498	4,018,630	65,498								
合計	19,420,000	65,498	19,485,498	65,498								

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2 346	704,562	1,163,051	917,809	2,785,422	494,783	3,280,205	
補 正 前	(2 346	704,562	1,163,051	917,569	2,785,182	494,783	3,279,965	
比 較	(0 0	0	0	240	240	0	240	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	26,245	35,925	17,537	16,605	352	75,103	1,083	
	補 正 前	26,245	35,925	17,537	16,605	352	74,863	1,083	
	比 較	0	0	0	0	0	240	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,841	21,744	356,897	209,080	155,397	0	
	補 正 前	0	1,841	21,744	356,897	209,080	155,397	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(² 343)	0	1,154,691	800,365	1,955,056	383,597	2,338,653	
補 正 前	(² 343)	0	1,154,691	800,125	1,954,816	383,597	2,338,413	
比 較	(⁰ 0)	0	0	240	240	0	240	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	26,245	35,674	17,537	16,495	352	73,254	1,083	
	補 正 前	26,245	35,674	17,537	16,495	352	73,014	1,083	
	比 較	0	0	0	0	0	240	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,841	21,744	242,499	209,080	154,561	0	
	補 正 前	0	1,841	21,744	242,499	209,080	154,561	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(540) 3	704,562	8,360	117,444	830,366	111,186	941,552	
補 正 前	(540) 3	704,562	8,360	117,444	830,366	111,186	941,552	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	251	0	110	0	1,849	0	
	補 正 前	0	251	0	110	0	1,849	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	114,398	0	836	0	
	補 正 前	0	0	0	114,398	0	836	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
職 員 手 当	240	その他の増減分 240	時間外勤務手当 240	

議案第 3 3 号

瑞穂市教育委員会の委員の任命について

瑞穂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 瑞穂市 [REDACTED]
- 2 氏 名 大平 高司
- 3 生年月日 昭和 [REDACTED]

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

教育委員会の委員大平高司氏の任期が令和 5 年 7 月 4 日に満了となることから、引き続き大平高司氏を教育委員会の委員として任命したいので、議会の同意を求めるもの。

議案第 34 号

瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例

(瑞穂市印鑑条例の一部改正)

第1条 瑞穂市印鑑条例（平成15年瑞穂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項ただし書中「（平成14年法律第153号）」の次に「第22条第1項」を加え、「利用者証明用電子証明書が有効である場合」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたもの」に改める。

(瑞穂市手数料条例の一部改正)

第2条 瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第22条第7項」を「第22条第1項」に、「利用者証明用電子証明書を記録した」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市印鑑条例（平成15年瑞穂市条例第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたもの</u>に限る。</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>_____に規定する利用者証明用電子証明書が有効である場合</u> _____ _____ _____に限る。</p>

瑞穂市手数料条例（平成15年瑞穂市条例第49号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の情報を読み込ませて暗証番号その他必要な事項を入力することにより交付するものに係る手数料の額は、別表5の部、6の部及び8の部に規定する手数料の額から100円を減じて得た額とする。</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第7項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した</u> _____ ものに限る。） _____ の情報を読み込ませて暗証番号その他必要な事項を入力することにより交付するものに係る手数料の額は、別表5の部、6の部及び8の部に規定する手数料の額から100円を減じて得た額とする。</p>

議案第 35 号

瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
瑞穂市税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、市
条例の改正を行うもの。

瑞穂市税条例の一部を改正する条例

瑞穂市税条例（平成15年瑞穂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」

に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号中及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(この条例による改正後の瑞穂市税条例(以下「新条例」という。))附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき瑞穂市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

瑞穂市税条例（平成15年瑞穂市条例第44号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出し</u></p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 略</p>

た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）

- 2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項 _____ の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）

により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により_____徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により_____特別徴収の方法により_____徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により_____徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により_____徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により_____給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により_____徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により_____徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって_____給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得

に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により 徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には _____、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には _____ それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特

別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとする。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には _____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び

別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____ 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する
—。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には _____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____ の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び

第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな

第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな

い場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワッ

い場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワッ

ト以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)・(3) 略

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

ト以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの
を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの
年額 3,700円

(2)・(3) 略

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

瑞穂市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことより、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 本則の改正

第34条の9第2項関係（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第38条第1項、第3項関係（個人の市民税の徴収の方法等）

第41条関係（個人の市民税の納税通知書）

第44条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項関係（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条第1項、第2項関係（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の2第1項、第2項関係（公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の6第1項、第2項関係（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ） R6.1.1 施行

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されることに伴い、新たに森林環境税が導入されることから、条文を改正するもの。

第36条3の2第3項～第6項関係（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） R7.1.1 施行

地方税法第317条の3の2第2項第2号にて、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する条文が新設されたこと及び新設に伴い現行の第2項から第5項まで項ずれが発生することから、条文を改正するもの。

第82条第1号関係（種別割の税率） R5.7.1 施行

地方税法施行規則第15条の15の改正により、軽自動車税の種別割の税率について三輪以上の特定小型原付をミニカー区分から除外することに伴い、条文を改正するもの。

(2) 附則の改正

第15条の2第4項関係（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

R6.1.1 施行

地方税法附則第29条の9第5項の改正により、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合が変更されたため、条文を改正するもの。

第16条の2第3項関係（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

R6.1.1 施行

地方税法附則第30条の2第3項の改正により、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合が変更されたため、条文を改正するもの。

3 適用関係

第1条（施行期日）

条文により令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日に分かれる。

第2条（市民税に関する経過措置）

第3条（軽自動車税に関する経過措置）

議案第 36 号

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正に伴い、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

令和5年度

瑞穂市補正予算書

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年6月定例議会

目 次

令和5年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第37号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）	2
議案第38号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）	25

令和5年度瑞穂市補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		19,485,498	492,038	19,977,536	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,628,164	0	4,628,164	
	後期高齢者医療事業特別会計	684,309	0	684,309	
	農業集落排水事業特別会計	27,175	0	27,175	
	小 計	5,339,648	0	5,339,648	
企業会計	水道事業会計	1,017,159	0	1,017,159	
	下水道事業会計	2,173,610	21,681	2,195,291	
	小 計	3,190,769	21,681	3,212,450	
合 計		28,015,915	513,719	28,529,634	

議案第37号

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度瑞穂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,977,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		387,956	96	388,052
	2 手数料	121,861	96	121,957
14 国庫支出金		2,587,585	179,391	2,766,976
	2 国庫補助金	455,875	179,391	635,266
15 県支出金		1,369,282	43,871	1,413,153
	2 県補助金	380,866	43,871	424,737
16 財産収入		6,884	10,209	17,093
	1 財産運用収入	6,510	7,909	14,419
	2 財産売却収入	374	2,300	2,674
17 寄附金		600,080	150	600,230
	1 寄附金	600,080	150	600,230
18 繰入金		1,178,243	241,119	1,419,362
	2 基金繰入金	1,178,240	241,119	1,419,359
20 諸収入		616,498	9,102	625,600
	5 雑収入	605,150	9,102	614,252
21 市債		616,000	8,100	624,100
	1 市債	616,000	8,100	624,100
歳入合計		19,485,498	492,038	19,977,536

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,944,983	56,341	3,001,324
	1 総務管理費	2,547,692	56,341	2,604,033
3 民生費		7,876,468	201,328	8,077,796
	1 社会福祉費	4,018,630	157,287	4,175,917
	2 児童福祉費	3,279,412	42,545	3,321,957
	3 生活保護費	578,339	1,496	579,835
4 衛生費		1,725,328	9,186	1,734,514
	1 保健衛生費	531,791	6,139	537,930
	2 清掃費	1,173,757	3,047	1,176,804
6 農林水産業費		163,736	10,243	173,979
	1 農業費	163,736	10,243	173,979
7 商工費		72,527	1,200	73,727
	1 商工費	72,527	1,200	73,727
8 土木費		1,886,062	68,860	1,954,922
	2 道路橋りょう費	469,041	23,599	492,640
	4 都市計画費	452,152	28,080	480,232
	5 下水道費	317,261	17,181	334,442
9 消防費		928,338	3,611	931,949
	1 消防費	928,338	3,611	931,949

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		2, 514, 157	70, 934	2, 585, 091
	1 教 育 総 務 費	230, 561	0	230, 561
	2 学 校 教 育 費	124, 809	1, 092	125, 901
	3 小 学 校 費	499, 011	23, 238	522, 249
	4 中 学 校 費	181, 865	999	182, 864
	6 社 会 教 育 費	552, 753	25, 178	577, 931
	7 保 健 体 育 費	656, 538	20, 427	676, 965
11 公 債 費		1, 177, 529	70, 335	1, 247, 864
	1 公 債 費	1, 177, 529	70, 335	1, 247, 864
歳 出	合 計	19, 485, 498	492, 038	19, 977, 536

第2表 地方債補正
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電動車導入事業 (脱炭素化推進事業債)	2,600千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えることができる。
計	2,600千円			

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合センター整備事業 (脱炭素化推進事業債)	63,300千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えることができる。	66,700千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えることができる。
体育施設整備事業 (脱炭素化推進事業債)	5,000千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えることができる。	7,100千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料	387,956	96	388,052
14 国庫支出金	2,587,585	179,391	2,766,976
15 県支出金	1,369,282	43,871	1,413,153
16 財産収入	6,884	10,209	17,093
17 寄附金	600,080	150	600,230
18 繰入金	1,178,243	241,119	1,419,362
20 諸収入	616,498	9,102	625,600
21 市債	616,000	8,100	624,100
歳入合計	19,485,498	492,038	19,977,536

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	2,944,983	56,341	3,001,324	6,328	2,600	38,313	9,100
3 民生費	7,876,468	201,328	8,077,796	191,512		4,129	5,687
4 衛生費	1,725,328	9,186	1,734,514			9,000	186
6 農林水産業費	163,736	10,243	173,979	9,211			1,032
7 商工費	72,527	1,200	73,727	1,200			
8 土木費	1,886,062	68,860	1,954,922			44,000	24,860
9 消防費	928,338	3,611	931,949			3,611	
10 教育費	2,514,157	70,934	2,585,091	15,011	5,500	25,196	25,227
11 公債費	1,177,529	70,335	1,247,864			70,584	△249
歳出合計	19,485,498	492,038	19,977,536	223,262	8,100	194,833	65,843

2 歳入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生手数料	193	96	289	1 老人福祉手数料	96	生活管理指導短期宿泊事業手数料
計	121,861	96	121,957			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	18,511	176,018	194,529	1 総務費補助金	176,018	社会保障・税番号制度整備補助金 △1,347 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 2,875 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 174,490
2 民生費国庫補助金	225,959	748	226,707	3 生活保護費補助金	748	生活困窮者自立支援事業費補助金
5 教育費国庫補助金	80,858	2,625	83,483	5 学校教育総務費補助金	2,625	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
計	455,875	179,391	635,266			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	6,350	4,800	11,150	1 総務管理費補助金	4,800	地域少子化対策重点推進県交付金
2 民生費県補助金	283,435	34,225	317,660	4 児童福祉費補助金	34,225	第2子以降出産祝金支給事業県補助金
4 農林水産業費県補助金	35,892	3,946	39,838	1 農業費補助金	3,946	元気な農業産地構造改革支援事業県補助金
7 教育費県補助金	4,497	900	5,397	1 学校教育総務費補助金	900	学校保健特別対策事業県補助金
計	380,866	43,871	424,737			

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	4,327	7,909	12,236	1 利子及び配当金	7,909	減債基金預金利子 513 ふるさと応援基金預金利子 2,632 下水道事業対策基金預金利子 3,710 庁舎建設基金預金利子 1,054
計	6,510	7,909	14,419			

(款) 16 財産収入
(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 物品売払収入	372	2,300	2,672	1 物品売払収入	2,300	物品売払収入
計	374	2,300	2,674			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 教育費寄附金	0	150	150	1 小学校費寄附金	150	学校管理費寄附金
計	600,080	150	600,230			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	310,000	65,535	375,535	1 財政調整基金繰入金	65,535	財政調整基金繰入金
2 減債基金繰入金	56,200	70,584	126,784	1 減債基金繰入金	70,584	減債基金繰入金

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 ふるさと応援基金繰入金	426,240	105,000	531,240	1 ふるさと応援基金繰入金	105,000	ふるさと応援基金繰入金
計	1,178,240	241,119	1,419,359			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 過年度収入	0	308	308	1 前年度収入	308	前年度収入
5 雑入	605,147	8,794	613,941	2 総務費雑入	550	総務管理費雑入
				3 民生費雑入	33	生活管理指導短期宿泊事業実費負担金
				8 消防費雑入	3,611	消防団員等退職報償共済金
				9 教育費雑入	4,600	文化芸術振興費補助金
計	605,150	9,102	614,252			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	18,300	2,600	20,900	1 財産管理事業債	2,600	脱炭素化推進事業債（電動車導入事業）
4 教育債	68,300	5,500	73,800	1 社会教育債	3,400	脱炭素化推進事業債（総合センターLED改修事業）
				2 保健体育債	2,100	脱炭素化推進事業債（巣南グラウンドLED改修事業）
計	616,000	8,100	624,100			
合計	19,485,498	492,038	19,977,536			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	743,994	2,135	746,129			1,000	1,135	10 需用費	243	消耗品費等 食糧費	236 7
								12 委託料	871	管理委託料 舞台保守管理委託料 業務委託料 警備委託料	198 673
								13 使用料及び 賃借料	104	借上料	
								18 負担金、補 助及び交付 金	917	樽見鉄道運営維持費補助金	917
2 文書広報費	16,618	164	16,782				164	17 備品購入費	164	機械器具費	
4 財産管理費	256,612	31,589	288,201		2,600	23,550	5,439	10 需用費	53	消耗品費等	
								11 役務費	67	手数料 保険料	10 57
								14 工事請負費	28,312	工事請負費 維持補修工事費	312 28,000
								17 備品購入費	3,157	機械器具費	
5 企画費	394,515	1,067	395,582			1,000	67	10 需用費	1,067	消耗品費等	
7 電算管理費	108,303	473	108,776				473	12 委託料	1,298	業務委託料 電算機器設定委託料	1,298
								13 使用料及び 賃借料	473	使用料	
								14 工事請負費	△1,298	工事請負費	
								24 積立金	4,763	減債基金積立金 ふるさと応援基金積立金 下水道事業対策基金積立金 庁舎建設基金積立金 森林環境整備促進基金積立金	513 2,632 3,710 1,054 △3,146
14 社会保障・ 税番号制度 導入推進費	19,368	1,528	20,896	1,528				3 職員手当等	30	時間外勤務手当	
								10 需用費	9	消耗品費等	
								12 委託料	1,489	業務委託料 マイキーID・マイナポイント支援業務 委託料	1,307

【一般会計】

-13-

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
										行政事務委託料 アウトソーシング 182
15 まち・ひと・しごと地方創生推進費	26,616	14,622	41,238	4,800		8,000	1,822	11 役務費	4,400	広告料
								12 委託料	3,286	管理委託料 施設管理委託料 3,286
								17 備品購入費	936	庁用器具費
								18 負担金、補助及び交付金	6,000	結婚新生活支援補助金 6,000
計	2,547,692	56,341	2,604,033	6,328	2,600	38,313	9,100			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	576,007	94	576,101				94	10 需用費	94	消耗品費等
4 老人福祉費	1,327,840	654	1,328,494			129	525	12 委託料	519	業務委託料 生活管理指導宿泊事業委託料 519
								19 扶助費	135	扶助費 高齢者交通費助成事業 135
7 臨時福祉給付金等給付費	65,498	156,539	222,037	156,539				3 職員手当等	600	時間外勤務手当
								10 需用費	268	消耗品費等 印刷製本費 168
								11 役務費	2,090	通信運搬費 手数料 1,100
								12 委託料	3,581	業務委託料 電算処理委託料 1,980 派遣業務委託料 1,218 行政事務委託料 アウトソーシング 383
								18 負担金、補助及び交付金	150,000	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 150,000
計	4,018,630	157,287	4,175,917	156,539		129	619			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総務費	520,690	34,261	554,951	34,225			36	3 職員手当等	200	時間外勤務手当	
								7 報償費	36	報償費	
								10 需用費	261	消耗品費等 印刷製本費	250 11
								11 役務費	214	通信運搬費 手数料	107 107
								12 委託料	50	行政事務委託料 アウトソーシング	50
								18 負担金、補助及び交付金	33,500	第2子以降出産祝金	33,500
4 保育所費	1,715,858	8,284	1,724,142			4,000	4,284	10 需用費	3,057	消耗品費等 修繕料	△54 3,111
								12 委託料	4,574	管理委託料 消防設備保守管理委託料 業務委託料 保育士派遣業務委託料	49 4,525
								14 工事請負費	472	維持補修工事費	
								17 備品購入費	181	機械器具費	
								計	3,279,412	42,545	3,321,957

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 生活保護総務費	23,031	1,496	24,527	748			748	12 委託料	1,496	管理委託料 生活保護システム改修委託料	1,496
計	578,339	1,496	579,835	748			748				

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総務費	210,723	64	210,787				64	10 需用費	50	印刷製本費
								12 委託料	14	行政事務委託料 アウトソーシング
3 予防費	199,136	6,075	205,211			6,000	75	10 需用費	3	消耗品費等
								18 負担金、補助及び交付金	6,072	帯状疱疹ワクチン予防接種助成金
計	531,791	6,139	537,930			6,000	139			

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
4 コミュニティ・プラント費	94,610	3,047	97,657			3,000	47	12 委託料	3,047	業務委託料 設計業務委託料	3,047
計	1,173,757	3,047	1,176,804			3,000	47				

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 農業振興費	52,909	10,243	63,152	9,211			1,032	10 需用費	187	消耗品費等	35
										印刷製本費	152
								11 役務費	365	通信運搬費	
								12 委託料	495	業務委託料 地域計画策定業務委託料	495
								18 負担金、補助及び交付金	9,196	元気な農業産地構造改革支援事業補助金	3,946
										物価高騰対策支援補助金	5,250
計	163,736	10,243	173,979	9,211			1,032				

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 商工業振興費	50,907	1,200	52,107	1,200				18 負担金、補助及び交付金	1,200	L P ガス料金システム改修補助金 1,200
計	72,527	1,200	73,727	1,200						

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 道路維持費	276,881	4,399	281,280				4,399	12 委託料	4,399	設計委託料 測量調査設計委託料 4,399
2 道路改良費	150,509	19,200	169,709			19,000	200	12 委託料	19,200	設計委託料 測量調査設計委託料 19,200
計	469,041	23,599	492,640			19,000	4,599			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 都市計画総務費	286,123	28,080	314,203			25,000	3,080	12 委託料	6,080	設計委託料 測量調査設計委託料 3,080 業務委託料 調査業務委託料 3,000
								14 工事請負費	22,000	工事請負費
計	452,152	28,080	480,232			25,000	3,080			

(款) 8 土木費
(項) 5 下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 下水道費	317,261	17,181	334,442				17,181	23 投資及び出資金	17,181	出資金
計	317,261	17,181	334,442				17,181			

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 非常備消防費	51,571	3,611	55,182			3,611		7 報償費	3,611	報償費
計	928,338	3,611	931,949			3,611				

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	178,890	0	178,890	2,625			△2,625			(財源補正)
計	230,561	0	230,561	2,625			△2,625			

(款) 10 教育費
(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校教育総務費	124,809	1,092	125,901				1,092	11 役務費	32	通信運搬費
								18 負担金、補助及び交付金	1,060	英語検定料助成金
計	124,809	1,092	125,901				1,092			

(款) 10 教育費
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	457,749	23,238	480,987	579		3,296	19,363	12 委託料	1,925	設計委託料	
										測量調査設計委託料	1,430
										業務委託料	
								14 工事請負費	14,685	工事請負費	
								17 備品購入費	6,628	庁用器具費	
計	499,011	23,238	522,249	579		3,296	19,363				

(款) 10 教育費
(項) 4 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	154,879	999	155,878	321			678	17 備品購入費	999	庁用器具費
計	181,865	999	182,864	321			678			

(款) 10 教育費
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 生涯学習振興費	15,789	7,261	23,050			6,900	361	10 需用費	467	消耗品費等 81 食糧費 30 印刷製本費 356
								11 役務費	90	手数料
								12 委託料	6,704	業務委託料 講演委託料 250 生涯学習センター自主事業委託料 6,454
4 公民館費	76,309	1,456	77,765				1,456	7 報償費	378	賞賜金
								10 需用費	464	消耗品費等 192 印刷製本費 272
								12 委託料	614	業務委託料 図録作成業務委託料 374 市美術展選考業務委託料 240
5 図書館費	124,620	2,101	126,721				2,101	10 需用費	2,101	修繕料
6 総合センター費	247,417	14,360	261,777		3,400	10,000	960	12 委託料	198	管理委託料 舞台保守管理委託料 198
								14 工事請負費	14,162	工事請負費
計	552,753	25,178	577,931		3,400	16,900	4,878			

(款) 10 教育費
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 保健体育振興費	1,335	1,273	2,608				1,273	12 委託料	1,273	業務委託料 ラジオ体操みんなの体操会会場設営業務委託料 1,273

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
3 体育施設費	66,323	7,660	73,983		2,100	5,000	560	12 委託料	182	業務委託料 講習委託料 182
								14 工事請負費	7,478	
4 給食センター費	572,110	11,494	583,604	11,486			8	7 報償費	8	報償費
								10 需用費	11,486	賄材料代
計	656,538	20,427	676,965	11,486	2,100	5,000	1,841			

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 元金	1,145,917	70,584	1,216,501			70,584		22 償還金、利子及び割引料	70,584	償還金
2 利子	31,612	△260	31,352				△260	22 償還金、利子及び割引料	△260	償還金
3 公債諸費	0	11	11				11	11 役務費	11	手数料
計	1,177,529	70,335	1,247,864			70,584	△249			
合計	19,485,498	492,038	19,977,536	223,262	8,100	194,833	65,843			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2) 346	704,562	1,163,051	918,639	2,786,252	494,783	3,281,035	
補 正 前	(2) 346	704,562	1,163,051	917,809	2,785,422	494,783	3,280,205	
比 較	(0) 0	0	0	830	830	0	830	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	26,245	35,925	17,537	16,605	352	75,933	1,083	
	補 正 前	26,245	35,925	17,537	16,605	352	75,103	1,083	
	比 較	0	0	0	0	0	830	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,841	21,744	356,897	209,080	155,397	0	
	補 正 前	0	1,841	21,744	356,897	209,080	155,397	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(² 343)	0	1,154,691	801,195	1,955,886	383,597	2,339,483	
補 正 前	(² 343)	0	1,154,691	800,365	1,955,056	383,597	2,338,653	
比 較	(⁰ 0)	0	0	830	830	0	830	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	26,245	35,674	17,537	16,495	352	74,084	1,083	
	補 正 前	26,245	35,674	17,537	16,495	352	73,254	1,083	
	比 較	0	0	0	0	0	830	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	1,841	21,744	242,499	209,080	154,561	0	
	補 正 前	0	1,841	21,744	242,499	209,080	154,561	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(540) 3	704,562	8,360	117,444	830,366	111,186	941,552	
補 正 前	(540) 3	704,562	8,360	117,444	830,366	111,186	941,552	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	251	0	110	0	1,849	0	
	補 正 前	0	251	0	110	0	1,849	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	114,398	0	836	0	
	補 正 前	0	0	0	114,398	0	836	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	夜 勤 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)						
	補 正 後	0	0						
	補 正 前	0	0						
	比 較	0	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
職 員 手 当	830	その他の増減分 830	時間外勤務手当 830	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	3,633,479	3,706,953	567,400	348,915	3,925,438
(1) 総務	5,600	4,480	20,900	1,120	24,260
(2) 民生	12,000	6,900	0	6,150	750
(3) 土木	1,623,094	1,683,681	406,200	157,919	1,931,962
(4) 消防	398,486	453,411	66,500	57,639	462,272
(5) 教育	1,594,299	1,558,481	73,800	126,087	1,506,194
2 その他	8,426,117	7,978,763	166,000	867,586	7,277,177
(1) 減税補てん債	1,066	0	0	0	0
(2) 臨時財政対策債	8,370,051	7,926,658	166,000	864,691	7,227,967
(3) 減収補てん債	55,000	52,105	0	2,895	49,210
計	12,059,596	11,685,716	733,400	1,216,501	11,202,615

議案第38号

令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度瑞穂市の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,905,445千円	21,681千円	1,927,126千円
第2項 出資金	174,717千円	17,181千円	191,898千円
第4項 補助金	800,210千円	4,500千円	804,710千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,969,815千円	21,681千円	1,991,496千円
第1項 建設改良費	1,854,738千円	21,681千円	1,876,419千円

第3条 予算第5条の表に次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
内水浸水想定区域図作成事業	令和5年度から令和7年度まで	67,200千円

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			1,905,445	21,681	1,927,126	
	2 出資金		174,717	17,181	191,898	
		1 出資金	174,717	17,181	191,898	
	4 補助金		800,210	4,500	804,710	
		1 国庫補助金	796,100	4,500	800,600	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,969,815	21,681	1,991,496	
	1 建設改良費		1,854,738	21,681	1,876,419	
		1 管渠布設事業費	1,321,225	21,681	1,342,906	

令和5年度 瑞穂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△損失)	△ 2 4 8
	減価償却費	1 1 2, 4 9 8
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	2 5
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1 6 9
	長期前受金戻入額	△ 5 9, 7 9 9
	受取利息	△ 1
	支払利息及び企業債取扱諸費	1 6, 9 2 6
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 8 2, 3 1 1
	未払金の増減額 (△は減少)	<u>△ 1 3 2, 4 3 8</u>
	小 計	△ 1 4 5, 1 7 9
	利息の受取額	1
	利息の支払額	<u>△ 1 6, 9 2 6</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1 6 2, 1 0 4

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 8 1 1, 3 9 2
	国庫補助金による収入	8 0 0, 6 0 0
	他会計負担金等による収入	1 0, 7 2 8
	受益者分担金による収入	<u>1, 2 0 0</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	1, 1 3 6
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	9 2 2, 7 0 0
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1 0 2, 4 0 6
	一般会計からの出資による収入	<u>1 9 1, 8 9 8</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 0 1 2, 1 9 2
	資金増加額（又は減少額）	8 5 1, 2 2 4
	資金期首残高	<u>1 2 1, 2 9 3</u>
	資金期末残高	<u><u>9 7 2, 5 1 7</u></u>

令和5年度 瑞穂市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

	資 産 の 部			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		702,677		
ロ 建 物	114,081			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,542</u>	98,539		
ハ 構 築 物	2,701,580			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 368,429</u>	2,333,151		
ニ 機 械 及 び 装 置	255,067			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 185,210</u>	69,857		
ホ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	320			
減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	320		
へ 建 設 仮 勘 定		<u>2,176,824</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			<u>5,381,368</u>	
固 定 資 産 合 計				5,381,368

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

972,517

(2) 未 収 金

103,182

貸 倒 引 当 金

△ 360102,822

流 動 資 産 合 計

1,075,339

資 産 合 計

6,456,707

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充て
るための企業債1,957,203

企 業 債 合 計

1,957,203

固 定 負 債 合 計

1,957,203

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充て
るための企業債98,630

企 業 債 合 計

98,630

(2) 未 払 金

964,749

(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	332		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>76</u>		
引 当 金 合 計		408	
ハ その他流動負債		<u>1,000</u>	
流動負債合計			1,064,787
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		<u>2,893,835</u>	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 395,475</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>2,498,360</u>
負 債 合 計			<u><u>5,520,350</u></u>
	資 本 の 部		
6 資 本 金			486,329
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	8,941		
ロ 国 庫 補 助 金	331,647		
ハ 他 会 計 補 助 金	<u>25,137</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		365,725	

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

2,269

ロ 当年度末処分利益剰余金

82,034

利益剰余金合計

84,303

剰余金合計

450,028

資本金合計

936,357

負債資本合計

6,456,707

令和5年度

6月補正予算概要

瑞穂市

令和5年度 瑞穂市 6月補正予算一覽

単位：千円

会計区分		歳入			歳出			備考	
		補正前	補正額	計	補正前	補正額	計		
一般会計		19,485,498	492,038	19,977,536	19,485,498	492,038	19,977,536		
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,628,164	0	4,628,164	4,628,164	0	4,628,164		
	後期高齢者医療事業特別会計	684,309	0	684,309	684,309	0	684,309		
	農業集落排水事業特別会計	27,175	0	27,175	27,175	0	27,175		
	小計	5,339,648	0	5,339,648	5,339,648	0	5,339,648		
企業会計	水道事業会計	収益の事業	604,577	0	604,577	577,946	0	577,946	
		資本の事業	78,891	0	78,891	439,213	0	439,213	
	下水道事業会計	収益の事業	297,677	0	297,677	203,795	0	203,795	
		資本の事業	1,905,445	21,681	1,927,126	1,969,815	21,681	1,991,496	
	小計	2,886,590	21,681	2,908,271	3,190,769	21,681	3,212,450		
合計		27,711,736	513,719	28,225,455	28,015,915	513,719	28,529,634		

(参考) 補正予算履歴

会計区分	当初予算	5月補正	6月補正								計
一般会計	19,420,000	65,498	492,038								19,977,536
国民健康保険事業特別会計	4,628,164	-	-								4,628,164
後期高齢者医療事業特別会計	684,309	-	-								684,309
農業集落排水事業特別会計	27,175	-	-								27,175
水道事業会計 (歳出)	収益の事業	577,946	-	-							577,946
	資本の事業	439,213	-	-							439,213
下水道事業会計 (歳出)	収益の事業	203,795	-	-							203,795
	資本の事業	1,969,815	-	21,681							1,991,496

一般会計 歳入・歳出款別一覧

単位：千円

歳入	補正前	補正額	計	備考
1 市税	7,074,488	0	7,074,488	
2 地方譲与税	187,900	0	187,900	
3 利子割交付金	2,800	0	2,800	
4 配当割交付金	45,000	0	45,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	41,000	0	41,000	
6 法人事業税交付金	80,000	0	80,000	
7 地方消費税交付金	1,310,000	0	1,310,000	
8 環境性能割交付金	22,000	0	22,000	
9 地方特例交付金	92,080	0	92,080	
10 地方交付税	2,944,000	0	2,944,000	
11 交通安全対策特別交付金	5,900	0	5,900	
12 分担金及び負担金	17,802	0	17,802	
13 使用料及び手数料	387,956	96	388,052	・民生手数料 96
14 国庫支出金	2,587,585	179,391	2,766,976	・総務費国庫補助金 176,018 ・民生費国庫補助金 748 ・教育費国庫補助金 2,625
15 県支出金	1,369,282	43,871	1,413,153	・総務費県補助金 4,800 ・民生費県補助金 34,225 ・農林水産業費県補助金 3,946 ・教育費県補助金 900
16 財産収入	6,884	10,209	17,093	・利子及び配当金 7,909 ・物品売払収入 2,300
17 寄附金	600,080	150	600,230	・教育費寄附金 150
18 繰入金	1,178,243	241,119	1,419,362	・財政調整基金繰入金 65,535 ・減債基金繰入金 70,584 ・ふるさと応援基金繰入金 105,000
19 繰越金	300,000	0	300,000	
20 諸収入	616,498	9,102	625,600	・過年度収入 308 ・雑入 8,794
21 市債	616,000	8,100	624,100	・総務債 2,600 ・教育債 5,500
合計	19,485,498	492,038	19,977,536	

単位：千円

歳 出	補正前	補正額	計	備 考
1 議会費	161,370	0	161,370	
2 総務費	2,944,983	56,341	3,001,324	・総務管理費 56,341
3 民生費	7,876,468	201,328	8,077,796	・社会福祉費 157,287 ・児童福祉費 42,545 ・生活保護費 1,496
4 衛生費	1,725,328	9,186	1,734,514	・保健衛生費 6,139 ・清掃費 3,047
5 労働費	5,000	0	5,000	
6 農林水産業費	163,736	10,243	173,979	・農業費 10,243
7 商工費	72,527	1,200	73,727	・商工費 1,200
8 土木費	1,886,062	68,860	1,954,922	・道路橋りょう費 23,599 ・都市計画費 28,080 ・下水道費 17,181
9 消防費	928,338	3,611	931,949	・消防費 3,611
10 教育費	2,514,157	70,934	2,585,091	・学校教育費 1,092 ・小学校費 23,238 ・中学校費 999 ・社会教育費 25,178 ・保健体育費 20,427
11 公債費	1,177,529	70,335	1,247,864	・公債費 70,335
12 予備費	30,000	0	30,000	
合 計	19,485,498	492,038	19,977,536	

一般会計 歳出節別一覧

単位：千円

区 分	補正前	補正額	計	備 考
1 報 酬	837,441	0	837,441	
2 給 料	1,189,811	0	1,189,811	
3 職 員 手 当 等	979,567	830	980,397	総務費30 民生費800
4 共 済 費	523,048	0	523,048	
5 災 害 補 償 費	1	0	1	
7 報 償 費	46,200	4,033	50,233	民生費36 消防費3,611 教育費386
8 旅 費	51,499	0	51,499	
9 交 際 費	930	0	930	
10 需 用 費	1,399,089	19,810	1,418,899	総務費1,372 民生費3,680 衛生費53 農林水産業費187 教育費14,518
11 役 務 費	235,071	7,269	242,340	総務費4,467 民生費2,304 農林水産業費365 教育費122 公債費11
12 委 託 料	3,005,176	61,295	3,066,471	総務費6,944 民生費10,220 衛生費3,061 農林水産業費495 土木費29,679 教育費10,896
13 使用料及び賃借料	223,539	577	224,116	総務費577
14 工 事 請 負 費	1,205,816	85,811	1,291,627	総務費27,014 民生費472 土木費22,000 教育費36,325
15 原 材 料 費	1,595	0	1,595	
16 公有財産購入費	25,340	0	25,340	
17 備 品 購 入 費	83,867	12,065	95,932	総務費4,257 民生費181 教育費7,627
18 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	3,138,804	207,945	3,346,749	総務費6,917 民生費183,500 衛生費6,072 農林水産業費9,196 商工費1,200 教育費1,060
19 扶 助 費	3,775,875	135	3,776,010	民生費135
20 貸 付 金	5,000	0	5,000	
21 補 償 補 填 及 び 金 賠 償	22,324	0	22,324	
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	1,205,590	70,324	1,275,914	公債費70,324
23 投 資 及 び 出 資 金	174,717	17,181	191,898	土木費17,181
24 積 立 金	812,972	4,763	817,735	総務費4,763
26 公 課 費	923	0	923	
27 繰 出 金	511,303	0	511,303	
30 予 備 費	30,000	0	30,000	
合 計	19,485,498	492,038	19,977,536	

令和5年度6月補正予算概要追加分

■一般会計（第2号）

会計区分	歳入	歳出
一般会計	492,038 千円	492,038 千円

※財源不足分…財政調整基金の繰入 65,535 千円

ふるさと応援基金の繰入 105,000 千円

ポイント

1. 肉付け予算について

令和5年度当初予算の市長査定、事業ヒアリング等において、6月補正予算へ計上することとした新規事業、拡充事業等の政策的経費を中心に計上

●総務費

- ・20周年記念事業「NHKのど自慢」に係る経費 1,218 千円
- ・スポーツ企業との協働事業等 4,400 千円
- ・結婚新生活支援事業 6,000 千円
- ・公用車（電気自動車）導入に係る経費 3,589 千円
- ・巢南庁舎外壁部分改修工事 23,000 千円

●民生費

- ・高齢者交通費（タクシー）追加助成 135 千円 ※当初予算 7,290 千円

●衛生費

- ・带状疱疹ワクチン予防接種助成に係る経費 6,089 千円
- ・アクアパーク別府水処理センター包括的民間委託導入検討委託料 3,047 千円

●農林水産業費

- ・農業振興地域の地域計画策定に係る経費 1,032 千円

●土木費 44,280 千円

- ・本田市道 2-1208 号線外 3 路線道路改良事業測量設計
- ・重里市道 8-1234 号線道路改良事業測量設計
- ・駅北駅前歩道整備工事
- ・駅周辺交通機能等改善事業測量調査委託料

●教育費

- ・英語検定料助成に係る経費 1,092 千円
- ・20周年特別企画 生涯学習事業（ネオクラシックコンサート等） 7,011 千円
- ・ラジオ体操・みんなの体操会委託料 1,273 千円

●公債費

- ・公債費繰上償還に係る経費 70,595 千円

計 172,761 千円

2. コロナ臨時交付金（重点交付金）の活用事業について

交付限度額 147,472 千円（推奨事業メニュー分）を活用する事業の第 1 弾分を計上
低所得世帯支援枠分 156,539 千円を計上

● 民生費

- ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業（低所得世帯支援分） 156,539 千円

● 農林水産業費

- ・ 農業水利施設物価高騰対策支援金（電気料金高騰分） 5,265 千円

● 商工費

- ・ L P ガス料金システム改修補助金 1,200 千円

● 教育費

- ・ 給食賄材料代物価高騰分増額 11,486 千円

計 174,490 千円

3. その他 歳出の主なもの

● 総務費

- ・ 基金運用利息積立 7,909 千円
- ・ エキサイトサードプレイス関係費用 4,222 千円
- ・ 古橋地内普通財産土地維持補修工事 5,000 千円

● 民生費

- ・ 第 2 子以降出産祝金支給事業 34,225 千円
- ・ 保育士（医療的ケア児対応）派遣業務委託料 4,525 千円

● 土木費 24,580 千円

- ・ 下水道事業会計出資金（瑞穂処理区）
- ・ 空家等対策計画改定支援業務委託料
- ・ 市道 6-2 号線舗装補修調査・設計委託料

● 消防費

- ・ 退職消防団員報奨金 3,611 千円

● 教育費

- ・ 小学校工事請負費（本田小・南小駐車場整備工事等） 14,685 千円
- ・ 小学校備品購入費（中小木工室机等） 6,628 千円
- ・ 市美術展に係る経費 1,456 千円
- ・ 総合センター施設改修工事（1 階女子トイレ改修工事・電灯設備改修物価上昇分等） 14,162 千円
- ・ 体育施設維持補修工事（南ふれあい南東面フェンス設置工事等） 7,478 千円

計 144,787 千円

議案第 39 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

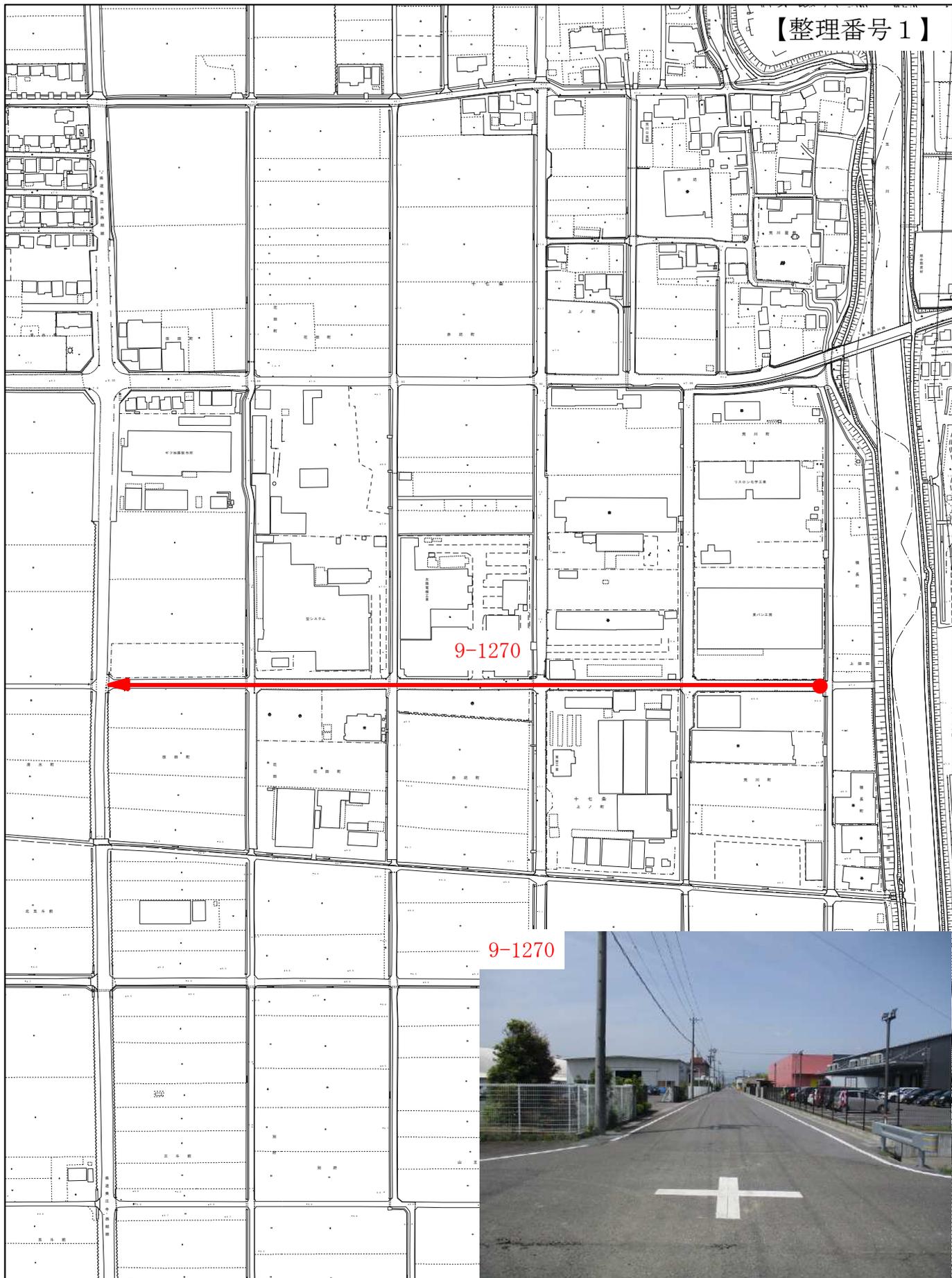
瑞穂市市道の認定に関する基準（平成 26 年瑞穂市告示第 211 号）第 3 条第 5 号（市の道路計画による道路）の規定により、市道路線を認定するもの。

認定路線（瑞穂市市道の認定に関する基準 第3条第5号）

整理番号	路線番号	路線名	起点名	重要な経過地
			終点名	
1	9-1270	9-1270号線	十七条字荒川町1043番1地先	
			十七条字改田町752番地先	

位置図

【整理番号 1】



1/4,000

0m 75m 150m 225m 300m

議案第40号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和5年6月1日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

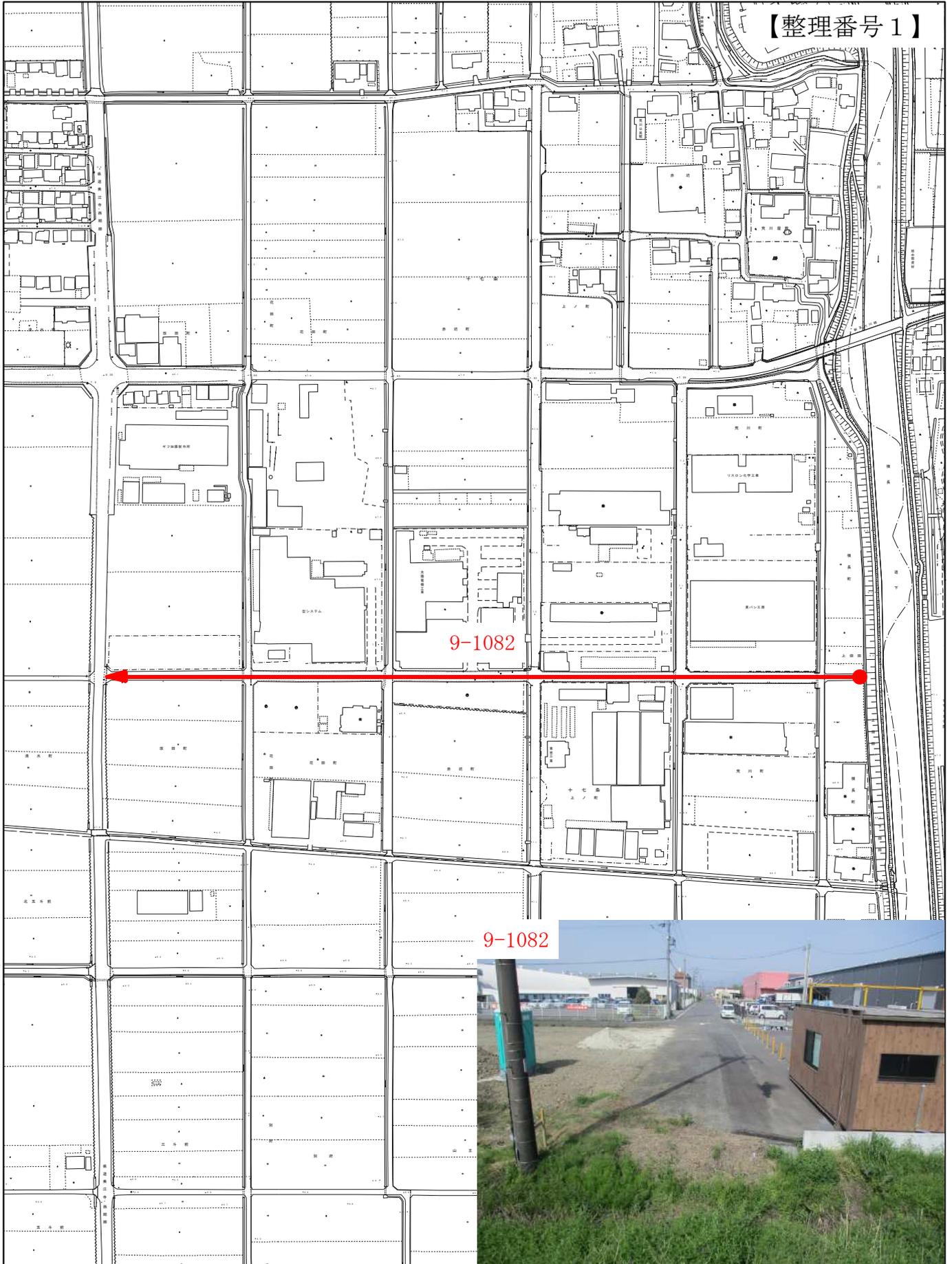
道路の一部払下げによる既存市道路線の起点変更に伴い、市道路線を廃止するもの。

廃止路線

整理番号	路線番号	路線名	起点名	重要な経過地
			終点名	
1	9-1082	9-1082号線	十七条字横長町1068番地先	
			十七条字改田町752番地先	

位置図

【整理番号1】



1/4,000

0m 75m 150m 225m 300m